

2022年8月15日

各位

会社名 株式会社ソフィアホールディングス
代表者名 代表取締役社長 飯塚秀毅
(コード番号 6942 東証スタンダード)
問い合わせ先 取締役兼経営企画室長 中島由彦
(TEL: 045-548-6205)

独立調査委員会の答申書受領のお知らせ

当社は、2022年6月9日付の「当社連結子会社役員逮捕について」及び2022年6月17日付「独立調査委員会の設置及び第47期定時株主総会の継続会の開催方針のお知らせ」において公表しましたとおり、2022年6月8日に当社連結子会社ソフィアデジタル株式会社の役員2名が組織犯罪処罰法違反(組織的詐欺)の疑い(以下「本事件」といいます。)で逮捕されたことから、2022年6月17日に当社は外部有識者からなる独立調査委員会(以下「本委員会」といいます。)を設置し、本事件の事実、本事件と類似の事象の有無及び会計処理の修正の必要性等について調査を進めてまいりましたが、2022年8月12日付で本委員会より答申書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本委員会の調査結果につきまして

本委員会の調査結果につきましては、添付の「答申書」をご覧ください。

なお、当該答申書につきましては、個人情報及び機密情報保護等の観点から、個人名等、部分的な非開示措置を施しておりますことをご了承ください。

2. 連結財務諸表等への影響について

当社は、本委員会の答申書を踏まえて、過年度の会計処理の検討や連結財務諸表に与える影響を確定させた上で、本日付で2022年3月期有価証券報告書及び過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局に提出するとともに、2022年3月期決算短信の訂正等を公表する予定です。

3. 今後の対応について

当社は、本委員会の答申書を踏まえ、具体的な再発防止策や内部統制強化策を策定の上、実施してまいります。かかる具体的な再発防止策等につきましては、今後決定次第公表いたします。株主、投資家の皆様を始め、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

以上

株式会社ソフィアホールディングス
答申書（開示版）

2022年8月12日

独立調査委員会

委員長 水野 信次

委員 川崎 勝之

委員 小川 直樹

目次

第一部	調査・検証の概要	1
1.	独立調査委員会を設置した経緯、目的	1
2.	本件調査・答申の範囲	1
3.	本件調査・答申の体制	2
4.	当委員会会議等の開催状況	2
5.	本件調査・答申の方法	3
5.1	関係資料の精査	3
5.2	メールデータのデジタル・フォレンジック調査	3
5.3	SIP サーバーデータのデジタル・フォレンジック調査	4
5.4	B 社その他キャリアに対する照会・資料等請求	4
5.5	代理店に対する照会・資料等請求	5
5.6	関係者に対する照会・資料等請求及びヒアリング調査	5
5.7	SHD 及び同社子会社役員に対する情報提供の呼びかけ（情報提供窓口の特設）	5
6.	本件調査・答申の限界	5
第二部	SHD グループについて	7
1.	SHD グループの概要	7
1.1	沿革等	7
1.2	SDI の沿革と SHD グループにおける SDI の位置づけ	10
1.3	SDI の事業の内容	11
1.4	コーポレート・ガバナンス体制	11
1.4.1	取締役会による監視監督	12
1.4.2	監査役会による監査体制	12
1.4.3	報酬委員会による報酬決定等	13
1.4.4	内部監査室による監査体制	13
1.4.5	リスク管理体制	14
1.4.6	内部通報制度	14
2.	SHD グループの経営管理体制	15
第三部	アクセスチャージに係る法律関係	17
1.	キャリア間の接続協定	17
2.	キャリアと SDI の間の契約	17
2.1	B 社との契約	17
2.1.1	[Redacted]	17
2.1.2	[Redacted]	18
2.1.3	[Redacted]	18
2.2	G 社との契約	18

2.2.1	[REDACTED]	
	18	
2.2.2	[REDACTED]	19
2.3	[REDACTED]	19
3.	関連する裁判例	20
4.	当委員会による検討	21
4.1	本件方法による着信に係るキャリアに対する手数料等支払請求権の消長	21
4.2	民法 130 条の類推適用（民法 130 条 2 項の適用）の有無	21
4.3	当委員会の検討結果	23
第四部	着信課金サービス事業に係る会計処理	24
1.	適用される会計原則等	24
2.	過年度会計処理	24
第五部	SDI における着信課金サービス事業遂行	25
1.	着信課金サービスに係る商流全体像	25
2.	SDI におけるキャリアからの IP 電話番号仕入	25
3.	SDI における代理店選定管理	25
3.1	代理店選定	25
3.1.1	代理店選定の担当者	25
3.1.2	代理店に関する情報の入手・検討	26
3.1.3	信用調査・反社チェック	26
3.1.4	契約書案作成	27
3.1.5	稟議決裁	27
3.1.6	契約締結	27
3.2	代理店契約締結後のサービス管理	27
第六部	本件被疑事件について	29
1.	本件被疑事件の公訴事実	29
2.	本件被疑事件に関連して当委員会が把握した事実	30
3.	本件被疑事件に係る事件関係者	31
3.1	B 社	31
3.2	F 社	31
3.3	D 社	32
3.4	E 社	32
4.	本件被疑事件に至る経緯について	32
4.1	本件被疑事件に係る事件関係者との取引の検討を開始した経緯	32
4.1.1	B 社	32
4.1.2	F 社	33
4.1.3	D 社	33
4.1.4	E 社	34

4.2	本件被疑事件に係る事件関係者に係る信用調査及び反社チェック	34
4.2.1	B 社	34
4.2.2	F 社	34
4.2.3	D 社	34
4.2.4	E 社	35
5.	本件被疑事件に係る事件関係者との契約の内容について	35
5.1	B 社	35
5.2	F 社	35
5.3	D 社	35
5.4	E 社	36
6.	本件前哨事件について	36
6.1	概要	36
6.2	キャリアの対応	37
6.3	SHD グループの対応	37
第七部	本件被疑事件に対する他の SDI 及び SDI 役職員の関与・認識	39
1.	本件逮捕者の関与・認識	39
2.	SDI の他の役職員の関与・認識	39
3.	SHD の役職員の関与・認識	39
第八部	類似取引の有無等	41
1.	B 社網における類似取引について	41
2.	A 社網及び G 社網における類似取引について	41
第九部	過年度会計処理の問題等	42
1.	過年度決算において計上された利益の取り消し要否について	42
2.	本件取引に係る連結財務諸表における開示について	42
第一〇部	原因究明（本件被疑事件を契機に顕在化した問題点）	44
1.	SDI における属人的事業遂行体制	44
2.	牽制・チェック体制の不備	45
2.1	代理店選定におけるチェック体制の不備	45
2.2	稟議プロセスにおけるチェック体制の不備	45
2.3	代理店管理体制の不備	46
3.	取締役会等の形骸化	48
4.	社外取締役の不活用	50
5.	社内ルールの不備	51
6.	サプライチェーンマネジメントにおけるリスク感度の低さ	52
第一一部	再発防止策の提言（顕在化した問題点の是正に向けた提言）	53
1.	SDI における属人的事業遂行体制の見直し	53
2.	牽制・チェック体制の見直し	53
3.	取締役会等の位置づけの再確認	54

4.	グループ経営管理における社外取締役の活用	55
5.	社内ルールの整備	56
6.	サプライチェーンマネジメントにおけるリスク再検証	56

定義集

本答申書で用いられている用語の定義は、以下のとおりである。

用語	定義
BIS	株式会社 BIS
A 社	キャリアの 1 社である [REDACTED] [REDACTED]
A 社網	SDI が A 社から仕入れた IP 電話番号の回線網
FVNO	FIXED VIRTUAL NETWORK OPERATOR の略称 自社で固定回線のネットワークを持たず、他の事業者から借りてあるいは再販を受けて固定通信サービスを提供する事業者
IP 電話番号	番号規則別表第 2 号に規定する電気通信番号 なお、当該番号を使用する電話を単に「IP 電話」ということがある。
ISP	INTERNET SERVICES PROVIDER の略称 公衆通信回線などを經由して契約者にインターネットへの接続を提供する事業者
MVNO	MOBILE VIRTUAL NETWORK OPERATOR の略称 自社で無線通信回線設備を持たず、他の移動体通信事業者から借りてあるいは再販を受けて移動体通信サービスを提供する事業者
SDI	ソフィアデジタル株式会社
SHD	株式会社ソフィアホールディングス
SIM	SUBSCRIBER IDENTITY MODULE の略称 携帯電話やタブレット型端末などに差し込んで使用する、契約者情報を記録した IC カード
SIP サーバー	SIP (SESSION INITIATION PROTOCOL) を利用した IP 電話システム・サービスの管理・制御を行なうサーバー
SRI	ソフィア総合研究所株式会社
アクセスチャージ (AC)	接続 (アクセス) の対価として支払われる料金
B 社	キャリアの 1 社である [REDACTED] [REDACTED]

B 社網	SDI が B 社から仕入れた IP 電話番号の回線網
a 氏	E 社各社の代表取締役である a 氏
ガイドブック	東京証券取引所上場部編「会社情報適時開示ガイドブック・2022 年 4 月版」
キャリア	C 社その他の電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業者
契約約款	一の電気通信事業者又は他事業者が各々の利用者に対し提供する電気通信サービスの提供条件を規定する約款及び料金表
契約約款等	契約約款又は電気通信事業者が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
b 氏	B 社従業員である b 氏
c 氏	SDI 代表取締役である c 氏 なお、代表取締役就任日は 2022 年 6 月 30 日であり、同日より前は、取締役である。
支配株主	上場規程第 2 条第 42 号の 2 に定義されたところの、親会社又は議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者として施行規則第 3 条の 2 で定める者
上場規程	東証の定める有価証券上場規程
d 氏	D 社代表取締役社長である d 氏
e 氏	F 社代表取締役社長である e 氏
施行規則	東証の定める有価証券上場規程施行規則
接続（アクセス）	電気通信事業法第 32 条の規定に基づく、一の電気通信事業者の電気通信設備と他事業者の電気通信設備との相互接続
接続協定	一の電気通信事業者と他事業者の間で締結された、接続に関してアクセスチャージの支払その他の接続の条件を定める契約約款等
組織犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号） なお、その後の改正を含む。
f 氏	第一部第 1 項に定義されたところの、SDI 代表取締役社長である f 氏
代理店	一の電気通信事業者との契約約款等に基づき当該電

E 社	株式会社 E ₁ 及び株式会社 E ₂ の総称
本件逮捕者	第一部第 1 項に定義されたところの、f 氏及び g 氏の総称
本件前哨事件	第六部第 6 項に定義された「本件前哨事件」
本件被疑事件	第一部第 1 項に定義された「本件被疑事件」
本件方法	第一部第 1 項に定義された「本件方法」
F 社	代理店の 1 社であった [REDACTED]
利用者	一の電気通信事業者又は他事業者が提供する電気通信サービスを利用する者
利用料金	利用者に提供される電気通信サービスに対して利用者が支払うべき料金
G 社	キャリアの 1 社である [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
G 社網	SDI が G 社から仕入れた IP 電話番号の回線網
g 氏	第一部第 1 項に定義されたところの、SDI 取締役である g 氏

以 上

第一部 調査・検証の概要

1. 独立調査委員会を設置した経緯、目的

2022年6月8日、SHDの連結子会社であるSDIの代表取締役社長であった[]氏(以下「f氏」という。)及び取締役であった[]氏(以下「g氏」といい、f氏及びg氏を総称して「**本件逮捕者**」という。)が、B社の従業員であるb氏や複数の代理店の役職員ら等と共謀の上、C社から接続料金を騙取することを目的とする組織として、2021年3月頃、B社から仕入れたIP電話番号に対して所謂「機械呼」と呼ばれる方法(以下「**本件方法**」という。)で機械的連続発信をすることによりC社をしてB社に対して接続料金を支払わせて接続料金を騙取したとして、組織犯罪処罰法違反(組織的詐欺)の疑い(以下「**本件被疑事件**」という。)で警察に逮捕された。

SHDは、本件被疑事件に関して本件逮捕者が逮捕されたことを受け、2022年6月17日、本件被疑事件の事実関係の調査、本件被疑事件に類似する事象の存否及びそれらのSHDの連結決算への影響などについて調査を行うため、外部専門家を起用の上、独立調査委員会(以下「**当委員会**」という。)を設置し、当委員会に対して次の各事項(以下「**当委員会受嘱事項**」という。)を委嘱した。

- ① 本件被疑事件の事実関係の調査
- ② 本件被疑事件に類似する事象の有無の調査
- ③ ①②の調査結果に基づく過年度会計処理が会計ルールに違反するか否かについて取締役会への答申
- ④ ③の答申を前提とした過年度会計処理の修正の要否及びその範囲についての提言を内容とする取締役会への答申
- ⑤ 本件被疑事件の原因の究明及び再発防止策の提言

2. 本件調査・答申の範囲

当委員会は、2022年6月17日から2022年8月12日までの間、当委員会受嘱事項につき、調査・検証を行った(以下「**本件調査・答申**」という。)。本件調査・答申の基準日(以下「**基準日**」という。)は、2022年8月12日であり、本答申書は、基準日における本件調査・答申の結果を取りまとめるとともに、当該調査・検証結果を基に当委員会受嘱事項に係る答申を行うものである。

本件調査・答申の範囲となる対象期間(以下「**対象期間**」という。)は、当委員会受嘱事項

④の関係では、過年度修正を行うべき期間として SHD 連結会計年度の第 47 期より遡る 5 期とこれに連なって進行する第 48 期における第一四半期の期間（2017 年 4 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日）とするが、当委員会は、当委員会受嘱事項①⑤の関係では、本件被疑事件の端緒まで遡る必要があることから、必ずしも上記期間に限定せず、デジタルデータや帳票類の物理的又は技術的な保存期間の最大限を本件調査・答申の範囲とする方針を以て本件調査・答申を行うこととした。

3. 本件調査・答申の体制

当委員会は、下記 3 名の委員で構成されている。

委員長	水野 信次	（日比谷パーク法律事務所 弁護士）
委員	川崎 勝之	（公認会計士・税理士 株式会社アクリア代表取締役）
委員	小川 直樹	（日比谷パーク法律事務所 弁護士）

委員及びその所属する法律事務所又は法人は、本件調査・答申以前に SHD 若しくは SDI 又は SHD の支配株主から業務の委任を受けたことはなく、いずれも SHD 及び SDI の「経営者から一定程度独立した者」¹に該当し、かつ SHD の「支配株主との間に利害関係は有しない」²者に該当する。

当委員会は、本件調査・答申を実施するに当たり、株式会社アクリアに所属する公認会計士 2 名並びに日比谷パーク法律事務所に所属するパラリーガル 1 名及びゼネラルセクレタリー 1 名を調査補助者として任命した。なお、当委員会は、調査を補佐する調査担当弁護士を起用していない。

また、当委員会は、フォレンジック調査を行うため、フォレンジックベンダーを調査補助者として起用した。

さらに、当委員会は、SHD 及び SDI の役職員 3 名を当委員会の調査事務局として任命し、当委員会からの資料提出依頼への対応や関係者へのヒアリングスケジュール調整等を担わせた。

4. 当委員会会議等の開催状況

当委員会は、2022 年 6 月 17 日から基準日までに、合計 10 回の当委員会会議を開催したほか（B 社が本件被疑事件を受けて 2022 年 6 月 10 日に設置した特別調査委員会との合同委

¹ ガイドブック 402 頁

² ガイドブック 455 頁

員会開催を含む。)、当委員会の各委員がその専門領域の分科会を複数回開催した。また、委員間で調査方針等について随時意見交換を行った。

5. 本件調査・答申の方法

本件調査・答申の方法は以下のとおりである。

5.1 関係資料の精査

当委員会は、SHD 及び SDI の取締役会等の会議体の議事録、SHD 及び SDI の各種社内規程類、本件方法が行われ得る着信課金サービス事業に係る SDI が当事者となった一連の取引（以下「**本件取引**」という。）に関する契約書や稟議書等の資料を収集し、その内容を精査・検証した。

5.2 メールデータのデジタル・フォレンジック調査

当委員会は、SHD のメールサーバーに保存されていた SHD 及び SDI の現役職員合計 12 名（以下「**保全対象者**」という。）の電子メールデータを、フォレンジックベンダーをして保全させた。

その上で、当委員会は、保全対象者が本件取引に係る関係者との間で行ったやり取りの全件並びに保全対象者相互間で行ったやり取りの全件の各データの抽出をフォレンジックベンダーに依頼し、抽出されたデータのすべてを精査した。

フォレンジックベンダーに依頼して抽出した電子メール群の分類は以下のとおりである。

- (1) SDI 役員が送受信した G 社、A 社又は B 社との間のやり取りメール群
- (2) SDI 役員が送受信した G 社網、A 社網又は B 社網の各代理店との間のやり取りメール群
- (3) SDI 役員間で送受信したやり取りメール群
- (4) SDI 役員と SHD 役員間のやり取りメール群
- (5) SDI 役員が送受信した SRI その他同社役員及び元役員との間のやり取りメール群
- (6) SDI 役員が送受信した G 社網、A 社網又は B 社網の解約済代理店との間のやり取りメール群
- (7) 本件逮捕者と e 氏、d 氏、b 氏又は a 氏との間のやり取りメール群
- (8) SDI 役員と e 氏、d 氏、b 氏又は a 氏との間のやり取りメール群
- (9) SHD 役員と e 氏、d 氏、b 氏又は a 氏との間のやり取りメール群

- (10) SHD 役員と元 SDI 役員との間のやり取りメール群
- (11) 保全対象者のメールのうち、「[REDACTED]」、「[REDACTED]」、「[REDACTED]」、「[REDACTED]」又は「[REDACTED]」でキーワード検索した結果のメール群
- (12) 保全対象者のメール群のうち、「[REDACTED]」との間で送受信がなされたメール群
- (13) 保全対象者のメール群のうち、「[REDACTED]」、「[REDACTED]」、「[REDACTED]」、「[REDACTED]」又は「[REDACTED]」でキーワード検索した結果のメール群

なお、SHD グループが締結しているメールシステム契約では、メール監査機能が含まれておらず、ユーザーが削除したメールデータがサービス側に保持されていなかったことから、本件調査・答申にあたって実施したメールフォレンジック調査においては、サービス側の機能を用いた削除メールの復元ができなかった。そのため、本件調査・答申にあたって実施したメールフォレンジック調査の結果には、その調査対象にユーザーが削除したメールが含まれていないという制約がある。

5.3 SIP サーバーデータのデジタル・フォレンジック調査

後述するとおり、SDI は、電気通信事業法に基づき電気通信事業者として届出(番号 A-26-13747)を行って自ら電気通信事業を行うとともに、電気通信事業法第 73 条の 2 の規定に基づく媒介等の業務届出(番号 C1918571)を行って電気通信事業の媒介等を行っており、その一環として本件取引が行われていることから、SDI は、自己又は第三者の SIP サーバーにおいて本件取引に係る通信記録を記録し、保存している。

そこで、当委員会は、本件調査・答申に必要な限度で、かかる SIP サーバー内の各代理店における IP 電話回線ごとの履歴(コールログ)からその利用データを抽出し、解析した。

なお、上記利用データの抽出にあたっては、別添資料 A (SIP サーバーデータ抽出方法概説)のとおり、フォレンジックベンダーをして抽出データの客観性を担保させている。

5.4 B 社その他キャリアに対する照会・資料等請求

SDI は、後述するとおり、自ら又は代理店をして着信課金サービスを展開するために B 社その他キャリアから IP 電話番号を仕入れていることから、仕入先のキャリア、特に、本件被疑事件の被疑者が属する B 社に対し、照会書を送付し、本件取引に関係する各種の照会を行うとともに、それに関する契約書等の資料の開示を請求し、それらの内容を精査・検証した。

5.5 代理店に対する照会・資料等請求

さらに、SDI が、後述するとおり、B 社その他キャリアから仕入れた IP 電話番号を代理店に卸販売していることから、その卸販売先のすべての代理店（本件被疑事件の被疑者が属する F 社、D 社その他取引解約済みの代理店を含む。）に対し、照会書を送付し、本件取引に係る各種の照会を行うとともに、それに関する契約書等の資料の開示を請求し、代理店からの回答内容を精査・検証した。なお、捜査機関の捜査が及んでいること等から、実質的な回答がなされた代理店はごく一部にすぎない。

5.6 関係者に対する照会・資料等請求及びヒアリング調査

当委員会は、本件調査・答申にあたり、g 氏並びにその他の SHD 及び SDI の現役員等の合計 11 名に対し、本件取引に係る各種の照会を行うとともに、それに関する契約書等の資料の開示を請求し、それらの内容の精査・検証を行い、かつ、当委員会が必要と認めた対象者のヒアリング調査を実施した。なお、一部のヒアリング対象者については、複数回ヒアリング調査を実施した。

5.7 SHD 及び同社子会社役職員に対する情報提供の呼びかけ（情報提供窓口の特設）

当委員会は、SHD 及び同社子会社の役職員 212 名（2022 年 6 月末日現在）に対して、2022 年 7 月 4 日以降、本件被疑事件又は本件被疑事件に類似する事象に関する情報提供を求めた。

かかる情報提供の求めは、SHD の当委員会事務局を通じて行ったが、情報提供窓口として受付メールアドレス (sophia[REDACTED]@hibiyapark.net) を日比谷パーク法律事務所のメールサーバーに開設し、手紙や電話の宛先も日比谷パーク法律事務所として定め、SHD の情報提供者の所属・氏名及び通報した事実を当委員会の各委員及びその補助者以外に知らせないことを確約し、情報提供したことで不利益を課されることがないことを保証している。

当委員会の設置した情報提供窓口へは 1 件の申告があり、当委員会はその内容を検討した。

6. 本件調査・答申の限界

本答申書は、与えられた時間及び条件の下において、必要な調査・検証を行った結果をまとめたものである。

しかしながら、そもそも、電気通信事業法第4条第1項は、「電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。」と定めるとともに、同条2項は、「電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。」と定め、通信の秘密を保障しており、本件調査・答申を目的としても、当委員会が同条に妄りに抵触することはできない。

また、本件被疑事件は、刑事事件として捜査・訴追されており、SDI等から本件取引に関わる証拠資料が多数押収されている。そのため、当委員会は、本件取引に関わる全ての証拠資料を把握・検討するには至っていない。さらに、当委員会の調査期間のほとんどの期間において、g氏は勾留状態にあり、接見禁止命令が解除されなかったため、ヒアリングを実施することができず、7月20日の釈放後も身柄拘束と取調べによる肉体的、精神的疲弊等により必要かつ十分なヒアリングを行うことができなかった。加えて、SDIにおいて本件取引を取り仕切っていたのはf氏であったところ、そのf氏にあっては、起訴後も勾留状態のまま、親族以外には接見禁止命令が解除されなかった。そのため、当委員会は、f氏に対しては調査事務局及び刑事弁護人を介して僅かながらの質問回答を行えたにすぎず、最後までヒアリングを実施できなかった。

このように、当委員会は、本件被疑事件に関して十分な証拠資料にアクセスできておらず、本件被疑事件の事実関係を解明することには限界があった。その限界の中で、当委員会は、過年度会計処理が会計ルールに違反するか否かについて検討し、その検討結果を前提として過年度会計処理の修正の要否及びその範囲についての提言を行うために必要な限度で本件被疑事件の事実関係及び本件被疑事件に類似する事象の有無の調査を行ったものである。すなわち、当委員会は、本件逮捕者が本件被疑事件に関与したか否かを認定することを調査の目的とはしておらず、そのため、本件被疑事件の原因の究明及び再発防止策の提言を直截的には行うこともできず、本件被疑事件を契機に顕在化した問題点を指摘し、その問題点の是正に向けた提言を行うに留まった。

なお、上記の調査上の限界は、当委員会が上記の各提言を行う上での支障ともなっており、今後の刑事事件の進展により新たな事実等が判明した場合には、本答申書の結論等が変わる可能性がある点には留意が必要である。

第二部 SHD グループについて

1. SHD グループの概要

1.1 沿革等

SHD は、1975 年 8 月に設立された、株式会社ソフィアシステムズを前身とする会社である。

SHD グループの沿革は、以下のとおりである。

- | | |
|-------------|--|
| 1975 年 8 月 | 株式会社ソフィアシステムズ設立。 |
| 1988 年 12 月 | 株式を日本証券業協会に店頭売買銘柄として登録。 |
| 2004 年 12 月 | 日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
神奈川県川崎市にソフィア総合研究所株式会社を設立。 |
| 2005 年 3 月 | 東京都千代田区にソフィア総合研究所株式会社 東京事業所を開設。 |
| 2006 年 9 月 | 株式取得によりアーツテクノロジー株式会社を子会社化。 |
| 2006 年 10 月 | 東京都中野区にソフィア総合研究所株式会社 本社・東京事業所を移転併合。 |
| 2007 年 1 月 | 神奈川県川崎市に株式会社ソフィアシステムズ準備会社を設立。 |
| 2007 年 2 月 | 東京都中野区に株式会社ソフィアモバイルを設立。 |
| 2007 年 4 月 | 会社分割による純粋持株会社体制への移行、株式会社ソフィアホールディングスに商号変更。デザインオートメーション事業部門を株式会社ソフィアシステムズ(株式会社ソフィアシステムズ準備会社より商号変更)が継承、本店を東京都中野区に移転。 |
| 2007 年 10 月 | ソフィア総合研究所株式会社が存続会社としてアーツテクノロジー株式会社を合併。 |
| 2009 年 4 月 | 株式会社ソフィアシステムズの全株式譲渡。 |

- 2009年7月 中華人民共和国香港特別行政区に Sophia Asia-Pacific Limited を設立。
- 2009年8月 東京都新宿区新宿3丁目1番24号に本社移転。
- 2010年2月 東京都新宿区にソフィアデジタル株式会社を設立。
- 2010年4月 ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所 JASDAQ（現 東京証券取引所スタンダード）に上場。
- 2011年10月 当社株式の所属業種を「電気機器」から「情報・通信業」に変更。
- 2012年7月 東京都新宿区六丁目24番20号に本社移転。
- 2012年9月 49.04%の株式取得により、株式会社サルースを子会社化。
- 2012年11月 ソフィア総合研究所株式会社が、株式取得により株式会社オルタエンターテイメント、ソフィア デジタル株式会社を子会社化。
- 2014年6月 ソフィア総合研究所株式会社が、株式取得により株式会社アクアを子会社化。
- 2014年8月 株式会社ジーンクエストを株式交換により子会社化。
- 2014年12月 49.49%の株式取得により、株式会社ナノメディカルを子会社化。
追加の株式取得により、株式会社サルースを完全子会社化。
- 2015年4月 株式会社ナノメディカルが、株式交換によりエリアビイジャパン株式会社を子会社化。
- 2015年6月 株式会社サルースの全株式を譲渡。
- 2015年8月 ソフィア総合研究所株式会社が、株式取得により株式会社サイバービジョンホスティングを子会社化。
東京都新宿区下宮比町2番26号に本社移転。
- 2016年2月 株式会社ソフィアホールディングスがソフィア総合研究所株式会社からソフィアデジタル株式会社の株式を取得し、子会社化。
- 2016年3月 追加の株式取得により、株式会社ナノメディカルを完全子会社化。
- 2017年10月 株式交換により株式会社ジーンクエストを連結の範囲から除外。

- 株式会社ナノメディカルがルナ調剤株式会社に商号変更。
- 2018年4月 株式会社メディカルコンピューターサービスが株式会社ソフィアメディカルに商号変更。
- 2018年5月 ルナ調剤株式会社が株式取得により有限会社ビーライクを子会社化。
- 2018年7月 ルナ調剤株式会社が株式取得により有限会社コアラを子会社化。
- 2018年9月 株式会社ソフィアメディカルの全株式を譲渡。
- 2018年11月 ルナ調剤株式会社が株式取得により有限会社ユウアイファーマシーを子会社化。
- 2019年1月 ルナ調剤株式会社が株式取得により株式会社中嶋ファーマシーを子会社化。
- 2019年2月 ルナ調剤株式会社が株式取得により有限会社アシストを子会社化。
ルナ調剤株式会社が株式取得により有限会社泉州薬局を子会社化。
- 2019年3月 ルナ調剤株式会社が株式取得により有限会社コンビメディカルを子会社化。
- 2019年4月 ルナ調剤株式会社を存続会社として、有限会社ビーライク、有限会社コアラ、有限会社ユウアイファーマシー、株式会社中嶋ファーマシーを吸収合併。
- 2019年4月 ルナ調剤株式会社が、株式取得により株式会社平松薬局を子会社化。
- 2019年5月 ルナ調剤株式会社が、株式取得により有限会社長東薬局、有限会社三榮を子会社化。
- 2019年7月 ルナ調剤株式会社が、株式取得により株式会社アルファメディックスを子会社化。
- 2019年8月 ルナ調剤株式会社が、株式取得により盛徳商事有限会社を子会社化。
- 2019年10月 ルナ調剤株式会社が、株式取得により有限会社メリーコーポレーションを子会社化。
- 2019年10月 エリアビイジャパン株式会社の全株式を譲渡。

- 2019年 11月 ルナ調剤株式会社が、株式会社アポロンを設立。
- 2020年 2月 ルナ調剤株式会社が、株式取得により有限会社わかば薬局を子会社化。
- 2020年 4月 ソフィアデジタル株式会社が株式会社オルタエンターテイメントを合併。
- 2020年 8月 ソフィア総合研究所株式会社が株式取得により株式会社藤井（現 株式会社ソフィアテック）を子会社化。
- 2020年 10月 株式会社 RetailX を株式取得により子会社化。
- 2020年 10月 株式会社エムオーを設立。
- 2020年 12月 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目 15 番 12 号に本社移転。
- 2021年 4月 ソフィア総合研究所株式会社が株式会社ニシムラ事務機から事務用品販売事業・クリニック開設支援事業を譲受。
- 2021年 7月 Sophia Asia-Pacific Limited 清算終了。
- 2021年 12月 株式会社エムオー清算終了。
- 2022年 3月 株式会社 RetailX の全株式を譲渡。

このように、SHD グループは、SHD とその連結子会社 17 社により構成されるに至っており、インターネット関連事業、通信事業、調剤薬局及びその周辺事業を中心に、システム開発・保守・運用等のソリューションサービス及び情報通信サービスの他、調剤・医療品の販売サービスを提供している。

1.2 SDI の沿革と SHD グループにおける SDI の位置づけ

SDI は、SHD により 2010 年 2 月に設立され、その全株式が 2012 年 8 月に SRI に譲渡され、その全株式が 2016 年 2 月 1 日に SHD に買い戻され、2020 年 4 月に株式会社オルタエンターテイメントを合併して現在に至ることは上記第 1.1 項に記載のとおりである。

SHD グループにおいて、通信事業を遂行する事業者として位置づけられているのが SDI である。

1.3 SDI の事業の内容

SDI は、MVNO (Mobile Virtual Network Operator) として、自社で無線通信回線設備を持たず、他の移動体通信事業者から借りてあるいは再販を受けて移動体通信サービスを提供する事業や、FVNO (Fixed Virtual Network Operator) として、自社で固定回線のネットワークを持たず、他の事業者から借りてあるいは再販を受けて固定通信サービスを提供する事業を中心とした情報通信サービス全般を展開している。

また、ISP (Internet Services Provider) として公衆通信回線などを經由して契約者にインターネットへの接続を提供する事業者のために企画、開発、運営を行っている。

さらに、AI 自動音声翻訳機と SIM を組み合わせたオンライン型翻訳サービスを行っている。

なお、SHD グループにおいて、現在、インターネット関連事業を遂行する事業者として位置づけられている SRI は、2006 年 12 月に設立以来、EC や動画配信のプラットフォーム提供を事業の中核として遂行する一方で、電気通信事業に係る開発研究も行い、電気通信事業法に基づき電気通信事業者として届出 (番号 A-26-13747) を行ったうえで、2013 年 10 月 11 日、特定の番号へかけてから国際電話をかけると、国際通話料が 0 円になるサービス「トランスコール」のサービス提供を開始している。この「トランスコール」のサービスは、ユーザーからの着信を誘引することにより、接続料金を得るキャリアからインセンティブ報酬を受領する事業であり、着信課金サービスの一つであった³。

1.4 コーポレート・ガバナンス体制

SHD は、持株会社であるが、監査役会設置会社であり、基準日時点の SHD の取締役は 5 名 (うち、2 名が社外取締役) で、監査役は 3 名 (うち、2 名が社外監査役) である。また、別添資料 B (コーポレート・ガバナンス体制図) のとおり、SHD は、取締役会、監査役会のほか、内部監査室、会計監査人を設置して、取締役や従業員の職務の執行が法令、定款及び規程に適することを確保する体制を構築している。なお、SHD は、

³ SRI は、同日付ニュースリリース (<https://www.sophia.com/pdf/131011.pdf>) を公表し、次のとおり日本初のサービスとして謳っている。

「トランスコールとは、日本全国どこからでも同一料金でかけられる日本初の 0 円国際電話サービスです。特定のアクセス番号にかけてから国際電話をすると、国内通話料のみ課金され、国際通話料金が 0 円になる画期的なサービスです。トランスコールの最大の特徴は、通話の前に音声 CM が入らず、そのまま相手先と通話ができることと、050 番号に発信するため日本全国どこからでも同一料金でかけられるので、ビジネスシーンでもプライベートシーンでも安心して利用できることです。ご家庭やオフィスの固定電話はもちろん、携帯電話、スマートフォン、PHS や公衆電話からでも利用可能で、一般加入電話からは、3 分約 10 円 (税抜) で国際電話が利用できます。」

取締役の報酬に関しては、取締役の報酬体系・方針に関する事項や取締役の報酬の内容に関する事項について取締役会からの諮問を受ける取締役会の諮問機関として代表取締役及び社外取締役 2 名を委員とする任意の報酬委員会を設置しているが、経営陣幹部及び取締役の指名について取締役からの諮問を受ける任意の諮問機関としての指名委員会は設置していない。

1.4.1 取締役会による監視監督

取締役会は、毎月 1 回開催することとされているほか、必要に応じて、適宜臨時に開催することとされており、経営方針や経営に関する重要事項の決定と、取締役の業務執行状況の効率性の監督等を行うこととされている。

取締役会は、SHD グループの使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、各種社内規程を整備し、内部通報制度を周知の上、使用人の法令違反の通報等が非公式の経路で行える体制を構築することとされている。また、取締役会は、必要に応じて外部の専門家等を起用して法令定款違反行為を相談する等、社内で法令定款違反行為を未然に防止する体制を構築することとされている。

1.4.2 監査役会による監査体制

監査役会は、常勤 1 名、非常勤 2 名により構成されている。非常勤監査役は、いずれも社外監査役である。

監査役会は毎月 1 回開催することとされており、監査役会は、必要に応じて、会計監査人等に対して報告を求めることとされている。

監査役会は、内部監査室等からその監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、又は具体的指示を出すなど、内部監査室等と日常的かつ機動的な連携を図るための体制を整備することとされている。

また、監査役会は、内部監査室等との連携体制その他内部統制システムの構築・運用の状況を踏まえ、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針を立て、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、監査計画を作成することとされている。監査計画の作成は、監査役会全体の実効性についての分析・評価の結果を踏まえて行い、監査上の重要課題については、重要監査項目として設定することとされている。

1.4.3 報酬委員会による報酬決定等

SHD は、2022 年 5 月 30 日に任意の組織として報酬委員会を設置している。

報酬委員会の決議は議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その委員の過半数をもって決めるとされているところ、報酬委員会は代表取締役 1 名と社外取締役 2 名以上で構成され、その委員長は委員の互選によって独立社外取締役から選定するとされ、その過半数を必ず独立社外取締役とすることとされるとともに、独立社外取締役が主導的に招集できることとされている。なお、基準日現在、代表取締役 1 名及び独立社外取締役 2 名の 3 名で構成され、委員長は [REDACTED] であり、2022 年 6 月 7 日に初回の委員会会議が開催されている。当該委員会会議において、当該委員会会議の開催は、毎年、6 月上旬から中旬に掛けて、原則として年 1 回の開催とし、期の途中で新たに取締役が選任されるような場合には追加で開催する旨が決定されている。

報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、以下の事項について審議し、取締役会に答申するとされている。

- (1) 取締役の報酬体系・方針に関する事項
- (2) 取締役の報酬の内容に関する事項

1.4.4 内部監査室による監査体制

SHD は、内部監査規程を定めている。SHD の内部監査規程によれば、内部監査は、内部監査室がこれを行うこととされており、必要に応じて、代表取締役が内部監査人を任命でき、内部監査計画書に基づく通常監査と、代表取締役の命により特別に行われる特命監査に分類されている。内部監査人は、每期内部監査計画書を作成・立案し、監査役及び外部監査人と意見調整を行い、SHD 代表取締役の承認を受けた上で監査を実施することとされている。

内部監査人は、監査結果について監査実施報告書を SHD 代表取締役に提出することとされている。代表取締役は監査報告の内容について、重要と認めた事項を改善指示書として、被監査部門及び内部監査室へ送付し、被監査部門の長は、改善指示のあった事項については、その改善状況を遅滞なく書面をもって内部監査室及び SHD 代表取締役へ報告し、後日、内部監査室は、その改善の確認を行わなければならないとされている。

なお、SHD によるグループ関係会社の内部監査にあたっては、大要、以上のとおり定める内部監査規程の定めを準用するとされている。

1.4.5 リスク管理体制

SHD は、企業理念において「ソフィアグループは、たえずお客様のニーズを先取りし、先進的な IT サービスによる新しい価値の創造を通して、社会貢献する事を目指します。」と定め、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とすること、また、その精神を代表取締役が繰り返し役職員に伝えることによって、法令遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底することとしており、内部監査室は、各部門の業務が法令及び定款並びに社内規程に適合して行われていることを監査において確認するものとしている。

また、上記企業理念の他、当社の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用に関する基本的な考え方として、「経営の透明性が求められるなかにあつて、経営環境の変化に迅速かつ適切に対応できる組織体制でありながら、同時にリスク管理及び牽制の働く組織体制を構築し、維持することを目指す」と定めている。

そして、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」として、次のとおり定めている。

- (1) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
- (2) グループ会社において重大なリスクが顕在化したときには対策本部を設置し、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講ずる。

具体的には、SHD の関係会社管理規程において、経営会議の報告事項として、「経営に重大な影響を与える可能性のあるリスク」や「事業及び不正のリスク」が掲げられ、さらに、経営会議の検討事項として、「経営に重大な影響を与える可能性のあるリスクについての評価・見直し」や「事業及び不正のリスクについての評価・見直し」が掲げられている一方で、グループ役員会や取締役会の検討事項においても、「経営に重大な影響を与える可能性のあるリスクについての評価・見直し」や「事業及び不正のリスクについての評価・見直し」が掲げられており、構成員の異なる経営会議、グループ役員会及び取締役会の各会議体で、三段階にわたり、「経営に重大な影響を与える可能性のあるリスクについての評価・見直し」や「事業及び不正のリスクについての評価・見直し」がなされることが定められている。

1.4.6 内部通報制度

SHD は、SHD グループの労働者等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と

是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的として、人事総務室に、SHD グループの労働者等からの通報を受け付ける窓口を設置しているところ、その設置以来3年以上経過しているが、通報件数は1件に過ぎない。

2. SHD グループの経営管理体制

SHD グループは、SHD 及び SDI その他の連結子会社 17 社で構成されており、インターネット関連事業、通信事業、調剤薬局及びその周辺事業を中心に、システム開発・保守・運用等のソリューションサービス及び情報通信サービスの他、調剤・医療品の販売サービスを提供しているが、これらの事業系統ごとの SHD による経営管理体制の概要は、大要、別添資料 C（事業系統図）のとおりである。

SHD は、純粋持株会社であり、事業子会社の全議決権を有することから、事業子会社の取締役等の過半数を親会社から派遣する者で占めることができ、親会社として事業子会社を支配して子会社管理の仕組みづくりが SHD の主導で構築できる。

そこで、SHD は、関係会社管理規程において、大要、次のとおり、SHD グループ関係会社に対する管理基準を定め、SHD とグループ関係会社が相互に密接な連携のもとに、経営を円滑に運営し事業の発展をはかることを企図している⁴。

具体的には、SDI その他の子会社は、次の事項については SHD の承認を得なければならないとし、SHD 承認事項を明示している。

- (1) 株主総会の招集及び付議に関する議案
- (2) 提出する計算書類及び附属明細書
- (3) 取締役及び監査役の選任及び解任
- (4) 新株式の発行事項
- (5) 重要人事、給与及び労働条件
- (6) 以下に該当する契約及び訴訟
 - (ア) 一件あたり 100 万円を超える金額の支払が発生する契約
 - (イ) 一ヶ月あたり 100 万円を超える金額の支払が発生する契約
 - (ウ) 1,000 万円を超える金額の訴訟の提起
 - (エ) 事業の全部又は一部の譲渡し或いは譲受け
 - (オ) 事業提携、技術協力、共同開発等の経営上重要と認められる契約
 - (カ) 出資の比率に係わらず、子会社又は他会社との間での合弁会社の設立
 - (キ) その他重要な契約及び訴訟

⁴ SHD は、SDI その他子会社との間で経営指導契約を締結しているが、同契約の目的はもっぱら経営指導料の支払いに関する約定を定める点にあり、経営管理を目的とした定めは特に規定されていない。

- (7) 重要な財産の得喪及び賃貸
- (8) 借入及び投資
- (9) 重要な会計上の見積り
- (10) その他必要と認める事項

さらに、SDI その他の子会社は、次の事項について当社に報告しなければならないとし、具体的に報告事項を定めている。

- (1) 目標、方針及び経営計画
- (2) 月次の営業概況
- (3) 組織の改正
- (4) 諸規程の制定
- (5) 役員の給与及び賞与
- (6) 懲戒の対象となる不誠実な行為、違法行為等
- (7) 重要な会計方針の制定及び変更
- (8) 経営に重大な影響を与える可能性のあるリスク
- (9) 事業及び不正のリスク
- (10) その他重要事項

そして、SHD は、上記の承認事項及び報告事項を検討するため、SHD の取締役会及び経営会議のほか、グループ役員会を、SDI その他のグループ各社の取締役及び監査役を招集して毎月1回開催している。

また、子会社の窓口は担当取締役とし、承認伺い及び報告の内容に関し、所管事項については自ら審査し、所管外事項については関係部門に審査を依頼しその取りまとめを行うこととされている。しかし、ここでいう「子会社の窓口」としてのSDIの担当取締役は、特に定められていなかった。

なお、SHD は、子会社に対し、必要あるときは会計監査及び業務監査を行うこととされている。

第三部 アクセスチャージに係る法律関係

1. キャリア間の接続協定

電気通信事業法第 32 条が、電気通信事業者に対し、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、一定の場合を除き、これに応じなければならない旨定めていることから、電気通信事業者であるキャリアは、他のキャリアとの間で、その電気通信設備を相手方の電気通信回線設備に相互に接続してその電気通信回線設備を使用すること、及び、その接続に応じてアクセスチャージを支払うなどの接続の条件を定める接続協定を締結し、その定めるところに従って相互に電気通信役務を提供している。

2. キャリアと SDI の間の契約

SDI は、着信課金サービス事業に関し、次のとおり、各キャリアとの間で各種の契約をそれぞれ締結しているが、それらによれば、各キャリアが SDI に対して販売促進の対象となる IP 電話番号を割り当て、割り当てられた IP 電話番号について、SDI からキャリアに対して所定のサービス利用料等を支払うこととされている一方で、キャリアから SDI に対してその着信時間に応じて一定の料率により算定される販売促進に係る手数料、協力金等のインセンティブを支払うことが総じて合意されているといえる。

2.1 B 社との契約

2.1.1

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted]

2.1.2 [Redacted]

[Redacted]

2.1.3 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

2.2 G社との契約

2.2.1 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[REDACTED]

2.2.2 [REDACTED]

[REDACTED]

2.3 [REDACTED]

[REDACTED]

3. 関連する裁判例

本件方法のような健全ではない方法による接続に係るアクセスチャージ支払義務を認めた事例として、東京地判平成 30 年 3 月 7 日 2018WLJPCA03078010 がある。その概要は、次のとおりである。

当事者	原告：株式会社 [REDACTED] 被告： [REDACTED] 株式会社
概要	原告が、被告に対し、相互接続協定に基づく接続料金（アクセスチャージ）の支払いを求めたところ、被告が本件異常通信（明らかに通常の音声利用には該当しない、健全ではない利用がされている異常な通信）に対するアクセスチャージの支払義務はないとして支払いを拒否するとともに、本件異常通信に係る既払い分の返還を求めた事例。
判決主文	原告の請求認容
理由要旨	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本件異常通信は認められるが本件異常通信が相互接続協定の対象外であるとはいえない。 ➤ 実質的にも、本件異常通信は、被告の契約者による通信であるから、被告において、異常な通信の存在を把握し、当該契約者につき調査をすることが可能なものであり、そして、当該契約者との間では本件異常通信が発生する危険のある定額プランの導入に合意しないであるとか、異常な通信が疑われる着信先の電話番号に対する架電を定額プランの対象外とするなどといった対応をすることは可能であるから、本件異常通信の事実を把握した上で、被告の契約者との関係で、本件異常通信にかかる網使用料の発生を抑止することができる立場にあるものである。一方で、原告は、不健全な通信を行っている利用者が特定できた場合には、その利用を止めるよう警告したり、また、新たな電話番号（新規〇ABJ番号）の割り当てを行わないといった対応は取れるものの、これ以上に、原告において、本件異常通信が発生する危険の少ない料金体系を構築するなどして、本件異常通信にかかる網使用料の発生を抑止することができる立場にはない。 ➤ 原告が本件異常通信に関与したことを認めるに足る証拠はないし、故意に本件異常通信にかかる不当な網使用料を発生させたものであるとも認められず、民法 130 条の類推適用に基づく被告の主張は認められない。

4. 当委員会による検討

当委員会受嘱事項③④を検討する前提として、上記の関連する裁判例を踏まえて本件取引に係る法律関係について検討する。

4.1 本件方法による着信に係るキャリアに対する手数料等支払請求権の消長

SDI の手数料等の利益計上の根拠となる各キャリアとの間の契約において、キャリアが SDI に対して支払う手数料等の算定根拠となる着信から、本件方法による着信を除外する旨が定められている場合、当該着信に基づく手数料等支払請求権は発生しない。

そこで、当委員会は、SDI との手数料等の利益計上の根拠となる各キャリアとの間の契約を検討したが、上記第 2 項に記載のとおり、いずれのキャリアとの間の契約においても、キャリアが SDI に対して支払う手数料等の算定根拠となる着信から、本件方法による着信を除外する旨の定めは認められなかった。

確かに、一部のキャリアとの間の契約においては、一定の場合にサービス利用の停止又は中止ができる旨の定めや契約を解除できる旨の定めがあるが、これらの定めに従ってサービス利用の停止又は中止がなされず、契約が解除されないままでは、これらの定めを以って手数料等の支払請求権が発生しないとは言えないし、あるいは、かかる請求権が消滅するとの結論も導かれない。

4.2 民法 130 条の類推適用（民法 130 条 2 項の適用）⁵の有無

上記第 2 項に指摘したとおり、SDI といずれのキャリアとの間でも、キャリアから SDI に対してその着信時間に応じて一定の料率により算定される販売促進に係る手数料、協力金等のインセンティブを支払うことが総じて合意されている。上記裁判例はキャリア間の契約に関して争われた下級審の事例であり、SDI 及びキャリア間の契約について直接参考になる裁判例ではないが、その判示事項に照らすと、SDI 及びキャリア間の合意については、キャリアから割り当てを受けた IP 電話番号に着信があったことを停止条件としてキャリアの支払義務が発生する旨の契約であるとして、民法 130 条の類推適用がなされ得る契約であると解釈される可能性は否定できない（もっとも、当該裁判例は、結論において民法 130 条の類推適用を否定した事例であり、民法 130 条の類推適用がなされ得る契約か否かについては明確に判示していない。）。

⁵ 民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）の施行日（2020 年 4 月 1 日）以後に締結された契約に基づく場合には、同改正後民法 130 条 2 項の適用の問題となる。

仮に SDI 及びキャリア間の契約がかような契約であると解釈される場合、条件の成就によって利益を受ける当事者が故意に条件を成就させたときは民法 130 条の類推適用により、かかる条件は成就しなかったものとみなされる（最高裁平成 6 年 5 月 31 日第三小法廷判決民集 48 卷 4 号 1029 頁）。

すなわち、仮に、SDI がキャリアから割り当てを受けた IP 電話番号に本件方法によって着信させることにより故意に条件を成就させた場合には、民法 130 条の類推適用により、かかる条件は成就しなかったものとみなされ、キャリアの支払義務は生じなかったとみなされる可能性は否定できない。

そこで、当委員会は、SDI がキャリアから割り当てを受けた IP 電話番号に本件方法によって着信させることにより故意に条件を成就させたことを疑わせる事情を探索したが、当該事情は探知し得なかった。

すなわち、まず、SHD 役職員の SDI の役員を兼務する役員 1 名が、本件被疑事件の事件関係者のうち F 社及び D 社が SDI の代理店の 1 つであったことを認識していたが、その程度の認識にとどまっており、その他の役員はいずれも、本件被疑事件の事件関係者との取引の存在すら認識していなかったと認められ、これを覆すに足る事情等は探知し得なかった。

また、本件逮捕者以外の SDI の他の役職員らは、当委員会に対し、多数ある代理店との取引の一つとして本件被疑事件の事件関係者との取引の存在は認識していたが、f 氏が単独で進めていたため、本件被疑事件に係る事実あるいは本件方法に関する事実は把握していなかったと説明しており、かかる説明を覆すに足る事情等も探知し得なかった。

そして、本件逮捕者のうち、g 氏は釈放されているうえ、当委員会に対しても、多数ある代理店との取引の一つとして本件被疑事件の事件関係者との取引の存在は認識していたが、f 氏が単独で進めていたため、本件被疑事件の事件関係者に係る事実は把握していなかったと説明しており、かかる説明を覆すに足る事情等を探知するには至っていない。

さらに、f 氏は、未だ釈放されるに至っていないが、本件被疑事件に係る共謀の事実その他一切の関与を否認しており、その刑事弁護人を介してであるが、当委員会に対しても、その趣旨の回答をしているところ、かかる回答を覆すに足る事情等を探知するには至っていない。

他方で、本件前哨事件を受けて、f 氏は、捜査機関から本件前哨事件に関する取調べを受ける過程で、同事件との関連で疑いを向けられている代理店を知るに至ったことから、

直ちに、当該代理店の代表者らに対し、(i)SDIが各社に提供する回線において機械呼の存在が疑われている旨、(ii)各社又は各社の代理店において事実関係を調査し、疑わしい回線の停止・解約を要請する旨、(iii)改善がなされないと判断される場合には契約解除をする旨を伝え、注意喚起を行ったうえで、D社とのG社網及びB社網の代理店に係る契約を終了させるとともに、F社及び[REDACTED]とも代理店に係る契約を解約し、さらに、その目的とするところは一先ず措くとして代理店からSDIに対して機械等による不正発信を行わない旨等を誓約する誓約書を取り付けるといった斟酌すべき事情が認められる。

具体的な検討は後記第六部及び第七部に詳しいが、以上の次第で、当委員会としては、基準日現在において、本件方法による着信にSDIが関与していた事実などといった民法130条の類推適用によりキャリアのSDIに対する手数料等の支払義務が否定される事情は認められないと判断せざるを得ない。

4.3 当委員会の検討結果

以上より、SDIが計上したキャリアからの手数料等については、仮に、本件方法による着信に基づく手数料等の売上が含まれていたとしても、着信があった事実が否定されておらず、かつ、仮にSDI及びキャリア間の契約について条件付法律行為として民法130条の類推適用の対象になるとの立場にたった場合であっても、本件方法による着信にSDIが関与していた事実などといった民法130条の類推適用によりキャリアのSDIに対する手数料等の支払義務が否定される事情が認められない基準日現在においては、キャリアからサービス利用の停止又は中止がなされず、契約が解除されないままでSDIが支払いを受けたものである限り、かかる手数料等支払請求権の発生を妨げ、又はこれを消滅させる法的根拠はないと思料する。

第四部 着信課金サービス事業に係る会計処理

1. 適用される会計原則等

我が国では企業会計における収益の計上に関しては『企業会計原則』の「第二 損益計算書原則 三 営業利益 B 売上高の計上基準」が拠るべき基準とされているところ、同基準は、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。」と定めている。具体的には、①財貨又は役務の提供、②対価としての現金又は現金同等物の受領、という二要件を満たした取引が売上として計上されることとなる。

そのうえで近年、収益計上に係る会計基準が拡充され、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等が定められ、SHDグループの連結決算においても2022年3月期の期首から適用されている。

ただし、当該基準の適用により、SHDグループとして収益の認識・測定方法について重要な変更をしたものではなく、着信課金サービス事業による収益の認識・測定方法に関しても、特段の変更があったものではないとのことである。

2. 過年度会計処理

上記の通り、2022年3月期の期首より「収益認識に関する会計基準」等を適用しているため、2021年3月期以前において当該会計基準は適用されていないが、着信課金サービス事業については、その前後により収益の認識・測定方法に変更は無く、結果として過年度の会計処理についても、2022年3月期の会計処理と差異はないとのことである。

第五部 SDIにおける着信課金サービス事業遂行

1. 着信課金サービスに係る商流全体像

着信課金サービスに係る商流の全体像は、別添資料 D（着信課金サービス商流全体像）のとおりであり、端的に言えば、着信課金サービスは、キャリア間で接続協定に基づき支払われるアクセスチャージを原資とした手数料ビジネスである。

各キャリアが他事業者から接続協定に基づき支払われるアクセスチャージが多くなるように、自己の電気通信回線設備を使用することとなる IP 電話番号への着信を増やすことを目的として、当該 IP 電話番号への着信量に応じて手数料が支払われるインセンティブビジネスとすることができる。

2. SDIにおけるキャリアからの IP 電話番号仕入

第三部第 2 項において詳述したとおり、SDI は、SDI とキャリアとの間でそれぞれ基本契約を締結し、代理店からの IP 電話番号の需要に応じて各キャリアから当該代理店が展開するサービスのための IP 電話番号をその都度仕入れることができるようにしていた。

なお、SDI には、f 氏の下に複数の従業員が配置されていたが、着信課金サービスについては、基本的には、f 氏だけがキャリアとの折衝業務を行っており、その他の役職員は、f 氏の業務執行の補助をしていたに過ぎない。

3. SDIにおける代理店選定管理

3.1 代理店選定

SDI では、代理店選定をどのように進めるかについて、特段、社内規程等は定められておらず、実務上の運用として、以下の流れにしたがって、代理店選定が行われていた。

3.1.1 代理店選定の担当者

SDI として組織的に代理店選定が進められていたわけではなく、SDI 代表取締役社長である f 氏が、単独で代理店選定を進めていた。g 氏や c 氏は、SDI の取締役であったが、代理店選定という側面で捉えた場合には、担当者ではなく、自ら代理店選定を実施することはなかった。

f氏は、代理店選定を進めるに当たって、他のSDI取締役に対して相談することはなく、また、SDI取締役会に対して個々の代理店選定経過の報告のみならず、その結果の報告も行われることはなかった。他のSDIの役職員の個人的な伝手で代理店候補者が申込みをしてくる場合もなく、例外なく、すべての代理店選定をf氏が単独で進めており、c氏などにCCのメールが同送されることを除くほか、選定される代理店について、SDI内で組織的に情報共有が行われることはほとんどなかった。

むしろ、SDIの事業に係る定期的な営業報告がSHDのグループ役員会や経営会議に対してなされていたが、具体的な代理店選定に係る報告がSHDに対してなされることはなかった。

その意味で、f氏は、単独で代理店選定を進め得る状態にあり、その業務実施過程でSHDからはもとより、SDI内部においても何らの監督もなされておらず、けん制機能も及ばなかった。

SDIにおいては、このように、代理店選定において、f氏が単独で代理店選定を実施する体制を採ったことにより、代理店選定において迅速な意思決定を行うことが可能となり、多種多様な代理店網を迅速かつ広範に構築することができ、その結果、IP電話番号をSDIに卸販売したキャリアにとっても存在価値が高く、その発言や意向を尊重するメリットが大きいことから、キャリアからも代理店情報がSDIにもたらされ、それらがすべてf氏の一手に集中していた。

3.1.2 代理店に関する情報の入手・検討

f氏は、その有する人脈を活用して、キャリアや大小の代理店から、電話番号の卸販売の対象となる代理店候補に関する情報を日頃から広く収集していた。f氏が有する人脈は、f氏固有のものであり、SDIとして情報源を組織的に管理してはいなかった。

3.1.3 信用調査・反社チェック

SHDグループにおける与信管理や反社チェックについてはSHDの法務室がその業務を担っており、2018年11月1日からはクラウドのプラットフォーム「TeamSpirit」の稟議機能を利用して、それ以前はメールでSHD法務室に調査の申請をあげる仕組みで実施されていた。しかし、着信課金サービス事業に関し、SDIが代理店との間で新規に代理店契約を締結するにあたって個々の代理店に関して信用調査や反社チェックがなされた記録は存在せず、SDIの代理店選定においてSHDグループにおける与信管理や反社チェックは機能していなかった。

3.1.4 契約書案作成

f氏は、自ら代理店契約書案を作成していた。キャリアとの間の契約を締結する場合、キャリアから契約書の雛形が提供されるため、f氏は、キャリアから提供された雛形を基に、当該キャリアから仕入れた電話番号を卸販売する代理店との間の契約書案を作成していたが、A社との間で契約を締結するにあたり、A社から提示された契約書式がシンプルで汎用性が高かったため、当該契約書式を入手して以降は、A社以外のキャリアから仕入れた電話番号を卸販売する代理店との間の契約書案を作成するにおいても、主に、A社から提示された契約書式を基に契約書案を作成していた。

なお、契約書案につき、SHDによる社内確認は徹底されていなかった。

3.1.5 稟議決裁

SHDは、SHDグループの連結子会社全社共通の稟議規程を定めており、当該稟議規程がSDIにも適用されていたが、f氏は、代理店側と、契約締結日や最終的な手数料率等の細部の詰めを行い、契約内容が確定し、契約締結の段階に至っても、当該稟議規程に従い、稟議書を作成し、稟議手続を経ることはなかった。

3.1.6 契約締結

連結子会社全社共通の取締役会規程がSDIにも適用されるどころ、同規程第8条1項(3)号には「重要な契約締結」が定められておらず、また、SDI取締役会で同号「⑬ その他取締役会が必要と認めた事項」として決議がなされていないことから、f氏は、代理店側と、契約締結日や最終的な手数料率等の細部の詰めを行い、契約内容が確定し、契約締結の段階に至っても、取締役会に締結承認を付議し、その決議を得ることはなかった。加えて、f氏は、そもそも代理店との間で契約書を作成せず取引を開始することもあり、監査法人から代理店との契約書がない旨の指摘を受けてから、契約書を作成することもあった。

3.2 代理店契約締結後のサービス管理

SDIでは、取締役会は、取締役会規程において、3ヶ月に1回開催することとされているほか、必要に応じて、適宜臨時に開催することとされていたが、専ら、四半期決算の概要報告とその決算承認その他取締役会決議を要する事項が審議されるのみで、f氏から代理店契約を締結した代理店との取引に関して具体的な管理状況の報告がなされることはなかった。

SHD でも、関係会社管理規程により、グループ役員会が毎月 1 回開催されるとともに、経営会議が毎月 2 回以上開催されていたが、グループ役員会や経営会議のいずれにおいても、SDI の事業について各取締役の担当事業における個別の案件について十分な報告・議論が行われることはなかった。

他方で、前述のとおり f 氏が単独で代理店選定を実施する体制を採ったことにより、SDI における代理店選定において迅速な意思決定を行うことが可能となって多種多様な代理店網を迅速かつ広範に構築することができ、その結果、IP 電話番号を SDI に卸販売するキャリアにとっても他のキャリアから収受するアクセスチャージが多くなるというメリットがあったため、キャリアからも代理店情報が SDI にもたらされ、よい情報も、悪い情報もすべて f 氏の一手に集中していた。

そのため、SDI の着信課金サービス事業における代理店網の管理のすべてを f 氏に委ねるのが効率的かつ実効的であることから、着信課金サービス事業との関係では、個々の代理店の管理についても f 氏にすべてが委ねられていた。

そのような代理店の管理体制の下、SDI は、本件前哨事件を契機に契約を終了させた 3 社の代理店を含め、18 社もの多数の代理店を起用し、SDI がそれらの代理店に対して卸販売した IP 電話番号が、およそ 7000 もの多数にも上るまでになった。

しかし、SDI が、各代理店が SDI から卸販売を受けた IP 電話番号において展開する着信課金サービスについて事前に確認することはなく、また、キャリアからの要請など別段の事情があつて個々に確認する必要がない限り、定期的に確認することもなかった。

さらに、SDI が IP 電話番号を卸販売した代理店が他事業者に再販売することについても、その承諾を示す書面が残されておらず、再販売先の反社チェックがなされた形跡もなく、二次代理店以降の管理は杜撰であった。

第六部 本件被疑事件について

1. 本件被疑事件の公訴事実

f氏の起訴状によれば、本件被疑事件の公訴事実は、次のとおりである。

「
[REDACTED]

[REDACTED]

以上のとおり、本件逮捕者が逮捕された容疑（組織犯罪処罰法違反）と異なり、携帯電話回線の定額料金サービスの対象外となる機械的連続発信（機械的な方法により多数回にわたって連続的に発信して長時間着信させる行為）により、多数回かつ長時間の発信を行って、C社から多額のアクセスチャージを得る一方で、同社に対し、機械的連続発信を行っていることを秘して、定額料金のみを支払を請求させ、本来支払うべき従量料金と定額料金の差額の利得した詐欺利得罪がf氏の公訴事実となった。

しかしながら、前記第三部第4.2項において既に検討したところではあるが、SDIがキャリアから割り当てを受けたIP電話番号に本件方法によって着信させることにより故意に条件を成就させた場合には、民法130条の類推適用により、かかる条件は成就しなかったものとみなされ、キャリアの支払義務は生じなかったとみなされ得ることから、当委員会受嘱事項③④の検討のためには、SDIがキャリアから割り当てを受けたIP電話番号に本件方法によって着信させることにより故意に条件を成就させたか否かについての事実認定が必須であると考え、本件調査・答申の方針、範囲等に当初より特段の変更を加えていない。

2. 本件被疑事件に関連して当委員会が把握した事実

前記第一部第6項に記載のとおり、本件被疑事件は、刑事事件として捜査・訴追されており、当委員会は、依然として全ての証拠資料を把握・検討するには至っていない。また、当委員会の調査期間中、f氏は勾留状態にあり、ヒアリングを実施することは出来なかった。

このような限界故、当委員会が本件被疑事件に関する事実認定を行うことは困難であるが、

e氏は、同社の代表取締役として、同社の業務全般を統括しており、SDIとの取引においても、専ら同社の取引担当窓口としてf氏とやり取りしていた。

3.3 D社

同社は、■■■■年■■月■■日設立で、通信事業、テレマーケティング事業、コール営業支援システム事業、レンタルオフィス事業などの事業のほか、Google ストリートビュー運営・撮影、ITソリューション、オフィスソリューションなどの業を営んでいる。

d氏は、2022年1月31日までは同社の最高執行役員として、同年2月1日以降は同社の代表取締役として、同社の業務全般を統括しており、SDIとの着信課金サービスに関する取引においても、専ら同社の取引担当窓口としてf氏とやり取りしていた。

3.4 E社

株式会社E₂は、■■■■年■■月■■日設立で、(i)情報通信回線の募集に関する取次業務、(ii)情報通信周辺機器の販売業務及び携帯端末の販売業、(iii)通信事業及びそのコンサルティングなどの業を営んでいる会社である。株式会社E₁は、■■■■年■■月■■日設立で、(i)情報通信回線の募集に関する取次業務、(ii)情報通信周辺機器の販売業務及び携帯端末の販売業及び(iii)通信事業及びそのコンサルティングなどの業務を営んでいる会社である。

a氏は、両社の代表取締役として、両社の業務全般を統括しているとのことである。

4. 本件被疑事件に至る経緯について

4.1 本件被疑事件に係る事件関係者との取引の検討を開始した経緯

4.1.1 B社

f氏は、その人脈により、b氏に対し、遅くとも2015年6月頃には着信課金サービスに係る取引の打診を行った。b氏は、社内検討を進め、同年9月頃から、f氏に対し、着信課金サービスの手数料に関する書面のドラフトを送付するなど、SDIとの着信課金サービス取引に関する検討を進めたが、2016年4月頃には検討は停止され、取組み開始には至らなかった。

その後、b氏及びf氏は、2018年から再び着信課金サービスの取組みのための検討を具

体的に開始し、2018年11月1日付で着信課金サービスに係るIP通信サービス提供契約及び覚書を締結し、同日から着信課金サービスを開始した。

4.1.2 F社

f氏は、その人脈により、遅くとも2018年6月7日にA社網の着信課金サービスの代理店に係る取引の打診のためにe氏に連絡した。SDIは、同年6月10日頃、F社と同月1日付「手数料支払いに関する契約書」を締結し、これにより、F社は、A社網のSDIの代理店となった⁶。

その後、f氏は、F社と2018年12月1日付で「手数料支払いに関する契約書（B社回線網）」を締結し、これにより、F社は、B社回線網についてのSDIの代理店となった。

さらに、SDIは、2019年4月22日付で、F社との間でG社網についての契約書を締結し、これにより、F社はG社網のSDIの代理店となった⁷。

なお、SDIは、2019年4月1日付で、F社と業務委託契約を締結し、F社に対し、(i)着信課金サーバーの運用保守業務、(ii)トラフィックデータの月次抽出作業及び(iii)その他作業を委託していた。

4.1.3 D社

f氏は、G社からD社を代理店として紹介され、2016年10月11日頃、同社と2016年6月1日付契約を締結し⁹、これにより、D社はG社網のSDIの代理店となった。

その後、SDIは、D社と2020年2月1日付で「手数料支払いに関する契約書（B社回線網）」を締結し、これにより、D社はB社回線網のSDIの代理店となった。

⁶ もっとも、 及びF社間の当時のメールによれば、実際には、両社間においては、F社に割り当てられた電話番号の一部について、契約当初から、代理店（F社）の代理店（いわば二次代理店）に使用させることが想定されていた。具体的には、F社に割り当てられた電話番号の一部については、 その他の会社が二次代理店として着信専用の電話として使用することとされ、実際にもF社は、 等から請求を受け、手数料を支払っていたようである。

⁷ もっとも、 及びF社間では、F社がG社網のSDIの代理店となるものの、さらに がF社の代理店（二次代理店）となる予定とされており、実際にも、F社は、 に対し、着信に係る報酬を支払っていた。

⁸ なお、当該2019年4月22日付契約書は、会計監査対応のために2019年12月に締結されたものである。また、 は、e氏に対し、2019年3月5日付で、F社がG社網のSDIの代理店であることを前提とする「G社着信ACに関する重要なお案内」と題するメールを送付しており、F社は契約締結日以前からG社網のSDIの代理店だったと思われる。

⁹ 2016年6月1日付とされた理由は明らかではない。

4.1.4 E 社

株式会社 E₂ 及び株式会社 E₁ の両社は、SDI との間で取引は皆無であり、SDI が IP 電話番号を直接に卸販売した代理店から再販売された代理店でもなく、何ら関係がない。

4.2 本件被疑事件に係る事件関係者に係る信用調査及び反社チェック

SDI は、取引先との契約締結にあたり、2018 年 11 月 1 日以降は同日施行された与信管理規程の定めるところに従って行う与信調査の一環として、取引先候補の信用調査及び反社チェックを実施しなければならない。それ以前については、SDI は、社内規程はなかったものの、取引開始にあたり、SHD 法務担当者に個別に確認する実務がとられていた。本件被疑事件の事件関係者について行われた信用調査及び反社チェックの結果は、次のとおりである。

4.2.1 B 社

SRI は、2017 年 1 月、B 社と文書管理システムに係る取引を取組むにあたり、同社の与信調査の一環として反社チェックを行っており、SHD 法務担当者から、同社との取引について「特別の障害はない」との意見を聴取していた。

また、SDI は、2018 年 11 月 2 日、B 社との取引を開始するにあたり、同社の与信調査及び反社チェックを行っていたところ、同月 5 日、SHD 法務担当者から承認の意見を聴取していた。

4.2.2 F 社

上記第 4.1.2 項記載のとおり、遅くとも 2018 年 6 月から F 社と SDI との間で着信課金サービスの代理店に係る取引があるが、SDI において、F 社に係る信用調査及び反社チェックは基準日までに行われていない。

4.2.3 D 社

上記第 4.1.3 項記載のとおり、遅くとも 2016 年から D 社と SDI との間で着信課金サービスに係る取引があるが、SDI において、D 社に係る信用調査及び反社チェックは基準日までに行われていない。

4.2.4 E 社

上記第 4.1.4 項に記載のとおり、E₂ 及び E₁ の両社と SDI との間で取引は皆無であるが、取引開始が検討されたこともなく、E 社に係る信用調査及び反社チェックは基準日まで行われていない。

5. 本件被疑事件に係る事件関係者との契約の内容について

本件被疑事件に係る事件関係者との契約内容は以下のとおりである。なお、SDI 及び代理店間の契約については、書面による契約締結後に、f 氏が口頭等で間に別の代理店を介在させて二次代理店化している可能性がある。

5.1 B 社

同社をキャリアとして、同社と SDI は、前記第三部第 2.1 項に記載の契約関係にあり、かかる契約関係に基づき 2018 年 11 月以降本件被疑事件が報道される頃まで、SDI は B 社に対して着信課金サービスを提供してきている。

5.2 F 社

同社を代理店として、同社と SDI は、SDI が B 社から仕入れて同社に卸販売した IP 電話番号への着信に対する手数料の支払に関し、2018 年 12 月 1 日付手数料支払いに関する契約書を締結し、その定めるところに従い、同日以降、SDI が本件前哨事件を契機として 2021 年 8 月に終了させるに至るまで着信課金サービスに係る取引をしていた。

また、同社を受託者として、同社との間で、SDI は、次の各業務の委託に関し、2019 年 4 月 1 日付業務委託契約書を締結し、その定めるところに従い、同日以降、SDI が本件被疑事件を契機として 2022 年 6 月 30 日に解除するに至るまで、次の各業務を委託していた。なお、同契約書は、内部監査の指摘を受けて、f 氏が e 氏との間でバックデートで作成したものである。

- (1) 着信課金サーバーの運用保守業務
- (2) トラフィックデータの月次抽出作業
- (3) その他作業（業務の詳細は、別途協議のうえ決定）

5.3 D 社

同社と SDI は、SDI が B 社から仕入れて同社に卸販売した IP 電話番号への着信に対す

6.2 キャリアの対応

b氏は、2021年7月1日以降のB社網のSDIによる着信が減少したことを踏まえ、同年7月6日、f氏に対してメールを送信し、減少の理由・背景等を尋ねた。f氏は、同日中に、b氏に対し、本件前哨事件に言及したうえで、同事件を受けて代理店に対して同様の事象の有無を確認しており、それによる影響と思われる旨返信した。

その後、B社の■■■■■■■■■■氏、■■■■■■■■■■氏及びb氏は、2021年7月30日午前11時、SDIのオフィスを訪問し、f氏と打ち合わせを行った。当該打合せにおいて、b氏らは、f氏に対して不正な呼等の確認及び売上減少の原因を確認したところ、f氏から「BIS社の報道があったため、自社は直接関係していないが、SD社の顧客、代理店にも同様の不正な呼がないかスクリーニングをかけている為、売上が下がっている。スクリーニング終了次第、売上は徐々に回復していく」との回答を得た。また、この際、B社は、f氏に対し、「BISのようなユーザはいないか、もしいたらサービスを停止せざるを得ない。」と伝えていた。

なお、当委員会は、本件前哨事件を受けてG社又はA社が行った対応について、メール分析での解明を試みられたものの、関連するメールは確認できなかった。

6.3 SHDグループの対応

本件前哨事件を受けて、f氏は、2021年7月5日開催のSDIの経営会議において、f氏自らに対する任意聴取が行われた旨、「代理店関連への警察捜索」が行われた旨、SDIのオフィス及びf氏の自宅に対して捜索差押がなされた旨、その際にf氏の携帯電話、PC及びファイル等の差押えがなされた旨を報告した。

また、f氏は、捜査機関から本件前哨事件に関する取調べを受ける過程で、同事件との関連で疑いを向けられている代理店を知るに至ったことから、2021年7月5日午後6時10分頃、e氏、株式会社■■■■■■■■■■の代表取締役■■■■■■■■■■氏及び株式会社■■■■■■■■■■の代表取締役■■■■■■■■■■氏に対し、個別にメールを送信し、(i)SDIが各社に提供する回線において機械呼の存在が疑われている旨、(ii)各社又は各社の代理店において事実関係を調査し、疑わしい回線の停止・解約を要請する旨、(iii)改善がなされないと判断される場合には契約解除をする旨を伝え、注意喚起を行った。

そして、f氏は、D社から2021年8月23日に同月25日付着信課金代理店解約申込書の提出を受けて、同社とのG社網及びB社網の代理店に係る契約を終了させるとも

に、F社及び株式会社[REDACTED]とも代理店に係る契約を解約した¹⁰。

さらに、f氏は、2021年8月24日、SHD法務担当者にメールを送信し、同担当者に対し、着信課金サービスが「犯罪の温床」になるリスクを踏まえ、SDIが不正行為の排除等の指導を行っている事実を証拠として残す目的である旨を明示したうえで¹¹、代理店からSDIに提出させるための誓約書の雛形の作成を依頼し、併せて想定する誓約書の骨子を伝えた。f氏は、同日、同法務担当者から、機械等による不正発信を行わない旨等を誓約する誓約書の雛形の提出を受けた。

f氏は、同日以降、新規にSDIの着信課金サービスの代理店となる[REDACTED]株式会社及び株式会社[REDACTED]に対し、同雛形の誓約書の提出を求めるとともに、2021年9月21日、SDIの全ての代理店に対してメールを送信し、(i)「通話定額」のSIMを悪用し、ゲートウェイ等の機械を利用した行為により不正にインセンティブを得る事案が発生した旨、(ii)同事案を受けてキャリアと協議し、再発防止のために代理店から誓約書の提出を受けることになったため誓約書が提出される必要がある旨、(iii)既にSDIに誓約書を提出済の代理店は対応不要である旨を伝え、上記誓約書の提出を要請した。

各代理店は、かかる要請に順次対応し、f氏に対し、(i)機械等による不正発信を行わないこと、(ii)トラフィック（呼量）を稼ぐことを目的とした不正行為を行わないこと、(iii)その他SDIとの契約又は法令に違反する一切の行為を行わないことを誓約する内容の誓約書を提出した。

¹⁰ なお、SDIは、株式会社[REDACTED]との代理店契約をこの時点で解除していない。

¹¹ [REDACTED]は、同メールにおいて、実際に不正行為をSDIにおいて発見することは難しい旨を説明している。

第七部 本件被疑事件に対する他の SDI 及び SDI 役職員の関与・認識

1. 本件逮捕者の関与・認識

f 氏は、本件被疑事件に係る共謀の事実その他一切の関与を否認しており、その刑事弁護人を介してであるが、当委員会に対しても、その趣旨の回答をしている。

g 氏は、当委員会に対して、多数ある代理店との取引の一つとして本件被疑事件の事件関係者との取引の存在は認識していたが、f 氏が単独で進めていたため、本件被疑事件の事件関係者に係る事実は把握していなかったと説明している。

なお、SDI の全役員のメールアドレスに対するフォレンジック調査も実施したが、これらの回答や説明を覆すに足るメールは不見当であったことを付言する。

2. SDI の他の役職員の関与・認識

SDI の他の役職員らは、当委員会に対して、多数ある代理店との取引の一つとして本件被疑事件の事件関係者との取引の存在は認識していたが、f 氏が単独で進めていたため、本件被疑事件に係る事実あるいは本件方法に関する事実は把握していなかったと説明している。なお、SDI の全役員のメールアドレスに対するフォレンジック調査も実施したが、かかる説明を覆すに足るメールは不見当であったことを付言する。

なお、本件前哨事件を踏まえ、SDI は、本件被疑事件の事件関係者のうち、F 社及び D 社との間の代理店に関する契約の解除をしている事実は認められるものの、SDI として、取締役会及び経営会議の各議事録上は、本件前哨事件の類似案件である本件被疑事件の事実関係を確認するべきであるといった議論はなされていない。また、SDI は、本件前哨事件において捜査機関により疑いをもたれていたとされる F 社及び D 社に対して IP 電話番号を再販していた代理店である ██████████ 株式会社について、B 社網に係る代理店契約を解除したものの、G 社網に係る代理店契約は存続させていた。

3. SHD の役職員の関与・認識

当委員会が調査した限りにおいては、SHD 役職員の SDI の役員を兼務する役員 1 名は、本件被疑事件の事件関係者のうち F 社及び D 社が SDI の代理店の 1 つであったことを認識していたが、その程度の認識にとどまっており、その他の役員は、いずれも本件被疑事件の事件関係者との取引の存在自体も認識していなかった。なお、SHD の現役員及び旧役員のメールアドレスに対するフォレンジック調査も実施したが、かかる認識を覆すに足るメールは不見当であったことを付言する。

なお、本件前哨事件においてf氏が任意同行を求められ、SDIの搜索が行われたが、f氏が1日で釈放され、同事件に無関係であると受け止められた。そのため、SHDとして、取締役会及び経営会議の各議事録上は、本件前哨事件の類似案件である本件被疑事件の事実関係を確認するべきであるといった議論はなされておらず、SHDの[REDACTED]がf氏から簡単な聞き取りを数回行ったに過ぎない。

また、監査役会においても、f氏が逮捕されるまでの間、特段本件被疑事件や本件前哨事件は議題に挙がっていない。

第八部 類似取引の有無等

1. B社網における類似取引について

前記第五部第1項及び第2項並びに前記第六部第5項に記載のSDIと本件被疑事件の事件関係者との取引関係を踏まえ、当委員会は、本件調査・答申に必要な限度で、SIPサーバーデータのうち、まず、B社網に係る手数料等の売上に関連するデータを対象として分析を行った。なお、当委員会受嘱事項の範囲を踏まえ、本件被疑事件に係る代理店に係るデータに特段限定せず、全ての代理店に係るデータを全般的に対象として分析を行っている。

具体的には、B社から仕入れたIP電話番号に係るSIPサーバーデータについて、発信者別・代理店別の通話秒数や、その規則性の有無、携帯電話会社別の属性分析など、複数の観点から分析を行った。

その分析の方法及び結果の詳細は、別添資料E（SIPサーバー抽出データ分析結果概説）に記載のとおりであるが、長時間通話や多頻度架電、あるいは特定の携帯電話会社への偏重や連続する番号からの発信など、極端な傾向を示すとも言い得るデータも検出された。

2. A社網及びG社網における類似取引について

次に、当委員会は、SIPサーバーデータのうち、A社網及びG社網に係る手数料等の売上に関連するデータを対象として分析を行った。

具体的には、A社及びG社から仕入れたIP電話番号に係るSIPサーバーデータについて、発信者別・代理店別の通話秒数や、その規則性の有無、携帯電話会社別の属性分析など、複数の観点から分析を行った。

その分析の方法及び結果の詳細は、別添資料E（SIPサーバー抽出データ分析結果概説）に記載のとおりであるが、同様に、長時間通話や多頻度架電、あるいは連続する番号からの発信など、極端な傾向を示すとも言い得るデータも検出された。

第九部 過年度会計処理の問題等

1. 過年度決算において計上された利益の取り消し要否について

前記第六部及び第八部に記載のとおり、当委員会は様々な角度から SDI における着信課金サービス事業の調査・分析を行い、それによって、一定程度、着信課金サービス事業の実態に関する理解を深めることはできた。

しかしながら、前記第一部第 6 項に記載した本件調査における固有の限界もあり、前記第八部において記載した不自然といえる傾向を有するデータを踏まえても、過年度における着信課金サービス事業の売上が、本件方法によるものであることを断定することはできなかった。

また、前記第三部第 4 項に記載のとおり、SDI が計上したキャリアからの手数料等の利益計上において、仮に、本件方法による着信に基づく手数料等の売上が含まれていたとしても、着信があった事実が否定されておらず、かつ、仮に SDI 及びキャリア間の契約について条件付法律行為として民法 130 条の類推適用の対象になるとの立場にたった場合であっても、本件方法による着信に SDI が関与していた事実などといった民法 130 条の類推適用によりキャリアの SDI に対する手数料等の支払義務が否定される事情が認められない基準日現在においては、キャリアからサービス利用の停止又は中止がなされず、契約が解除されないままで SDI が支払いを受けたものである限り、かかる利益計上の根拠となる手数料等支払請求権の発生を妨げ、又はこれを消滅させる法的根拠はないと考えられる。

以上の点を勘案するならば、SDI が着信課金サービス事業に係る取引を通じて得た利益についても、過年度に遡って取り消す必要はないものと考えられる。

なお、法的に返還義務が認められない一方で、将来において何らかの形で損害賠償請求を受けるリスクは否定できないが、あくまでも将来の事象であること、また法的に返還義務が認められない以上、現時点において当該リスクが顕在化する可能性が高いとも認められないことから、本件に関連して引当金の計上又は偶発債務の注記を行う必要性もないと考えられる。

2. 本件取引に係る連結財務諸表における開示について

このように利益の取り消しを行う必要はないと考えられる一方で、一般に会計規範・会計慣行上、企業がその損益計算書に計上する売上高は、正当な経済実態を伴うビジネスモデルの中で、当初から想定されている正常な企業活動における稼得収益から構成されるべきものであると解されるところ、前記第八部において詳述したとおり、本件方法によるもの

とまでは断定できないものの、長時間通話や多頻度架電など、異常ともいえる極端な傾向を持つデータが多く検出されていることは看過できない。

そういったデータについて、これを本件方法によるものであると断定するまでには至らないとしても、上記の正常な企業活動における稼得収益という範疇には含まれない可能性があるため、SHD としては今一度、連結財務諸表にそういった取引に基づく利益が含まれている可能性が内包されていることに関する説明責任を果たすべく、慎重な検討を行うことが望ましいと思料する。

この検討に関しては様々な議論があり得るが、例えば、SHD の連結損益計算書における当該収益の表示区分の取り扱いについて、引き続き売上高に含めることが妥当か否か、あるいは売上高に含めたとしても、そのような可能性が内包されている点に関して追加情報の注記という形での補足説明を行うべきか否かといった観点からの検討を行うことが考えられる。

第一〇部 原因究明（本件被疑事件を契機に顕在化した問題点）

1. SDIにおける属人的事業遂行体制

SDIは、株式会社であるが、その事業遂行体制に照らすと、「個人事業主の寄り合い」であり、本件調査・答申の結果浮かび上がったガバナンス上の問題点のほとんどは、「個人事業主の寄り合い」であったSDIを、それ故にSHDが十分に監督できなかったことに起因する。

SDIの人員は、ここ5年間で、役員が2名から3名に、正社員が3名から13名に増員しているが、それでも2022年3月末日時点で、パート・アルバイトを含め、総勢17名に過ぎない。

SDIの各役員の担当業務は、c氏がMVNO事業その他物販並びに営業部門・管理部門の管理を、g氏がIOTソリューションに係るテクニカルサポート及びネットワーク、ソフトウェア関連の技術開発（企画、設計、構築、運用等）や新規事業企画を担う一方で、FVNO事業については、c氏が営業関連のサポートを、また、g氏が技術関連のサポートをすることが折に触れてあった程度で、着信課金サービスを含む、FVNO事業はf氏が一手に担っていた。

そのことは、SDIの組織体制にも顕著に表れている。すなわち、SDIの組織は、別添資料F（SDI組織図）のとおりであり、各役員が完全に分業する縦割りの体制を敷いていた。

SDIにおける着信課金サービスに係る業務実態を見ると顕著であるが、SDIの業務遂行体制は、f氏がすべての案件を直接把握し、ビジネス上の判断を行うとの前提で構築されている。かかる業務遂行体制は、経営判断のスピードという観点では大きな強みとなっており、実際に、f氏が単独で代理店選定を実施する体制を採ったことにより、代理店選定において迅速な意思決定を行うことが可能となり、SDIは多種多様な代理店網を迅速かつ広範に構築することができたことは事実である。

他方で、SDIの代理店網の構築は、f氏の裁量に委ねられてブラックボックス化してしまったことは、想像に難くない。本来であれば、代理店網の拡大に伴い、f氏個人の裁量で代理店を選定する事業遂行体制から、組織として適正な事業遂行を担保する体制へと移行するべきであったが、SDIにおいては、小規模な人員であったこともあり、基本的な事業遂行の在り方は変化することはなかった。

2. 牽制・チェック体制の不備

2.1 代理店選定におけるチェック体制の不備

SDI においては、代理店選定に関して、十分な相互牽制・チェック体制が整えられていなかった。

すなわち、SDI として組織的に代理店選定が進められていたわけではなく、SDI 代表取締役社長である f 氏が、単独で代理店選定を進めていた。そして、g 氏や c 氏は、SDI の取締役であったが、代理店選定という側面で捉えた場合には、担当者ではなく、SDI において代理店選定に関わることは全くなく、また、例外的に、他の SDI の役職員の個人的な伝手で代理店候補者が申込みをしてくる場合もなかった。それゆえ、完全に、f 氏のみが代理店選定のすべてのプロセスを単独で担うため、その過程で他の取締役の監督の目が入ることが一切なかった。

グループ役員会において、着信課金サービスに関し、f 氏から「悪質事業者からのアプローチがあるのも事実だが、可能な限り管理をし警察からの情報を基に取引を打ち切れることをまめにしている」との報告がなされていることが確認されたが、実際に SDI において警察からの情報を基に取引を打ち切った実績はなく、「悪質事業者からのアプローチ」に関して SHD が正確にリスクを把握することができなかつたおそれなしとしない。

2.2 稟議プロセスにおけるチェック体制の不備

上記のように、SDI においては、f 氏が単独で代理店選定の是非に関する検討を行い、他の取締役の稟議決裁を得ることなく、代理店契約締結に至っていた。

一般に、稟議プロセスにおいては、決裁に関与する役員はそれぞれ各自の所管業務の立場から当該取引のリスク（例えば、取引先の信用リスク、反社会的勢力との関係の有無など）を検証しなければならない。ところが、SDI における代理店選定の過程においては、稟議決裁手続があつたにもかかわらず、最終決裁権者である SDI 代表取締役社長の f 氏が、単独で代理店選定を進めていたため、他の役員の間接的に関与により多角的な相応のリスク分析がなされ、それにより検出されたリスク要因に対して、それを解消するための手立てが講じられるなどのリスク要因排除のプロセスが皆無であった。

そのようなプロセスが放置されていた背景には、責任者である f 氏が単独で代理店選定を進めており、f 氏に任せていればよいという安易な風潮が横溢していたという事情が存在していたものと考えられる。

2.3 代理店管理体制の不備

SDI は、本件前哨事件を契機に解約した 3 社の代理店を含め、18 社もの多数の代理店を起用している。また、SDI が代理店に対して卸販売した IP 電話番号は、およそ 7000 もの多数にも上る。

G 社から仕入れた IP 電話番号を卸販売する際に SDI が使用する代理店との間の契約書式の第 4 条第 1 項は、以下のとおり、各代理店が SDI から卸販売を受けた IP 電話番号において展開する着信課金サービスについて確認することができるように事前報告義務を代理店に課す旨定めている。

乙は、IP 電話番号の使用を開始する際、以下の各号の事項を事前に甲に対して報告するものとする。

- (1) IP 電話番号の使用に関するトラフィック及び着信呼の総通話時間予測
- (2) 予想されるサービス利用者の属性（顧客層）及びその利用方法
- (3) IP 電話番号に対する発信の具体的誘引方法

しかしながら、SDI がかかる定めに基づき、SDI が G 社から仕入れて代理店に卸販売をした G 社網の IP 電話番号において展開する着信課金サービスについて確認するために報告を受けた記録は、SHD 法務部にも、また、実際に契約を締結した SDI にも、1 件も存在しなかった。

なお、A 社や B 社から仕入れた IP 電話番号を卸販売する際に SDI が使用する代理店との間の契約書式は、上記のような各代理店が SDI から卸販売を受けた IP 電話番号において展開する着信課金サービスについて確認することができるようにするための定めは設けていない。キャリアから要請された場合に f 氏が独自に代理店が展開する着信課金サービスについて確認を試みた形跡は認められるものの、SDI が B 社や A 社から仕入れて代理店に卸販売をした B 社網や A 社網の IP 電話番号において展開する着信課金サービスについて確認した正式な記録は、SHD 法務部にも、また、実際に契約を締結した SDI にも、1 件も存在しなかった¹²。

さらに、SDI が IP 電話番号を卸販売した代理店が他事業者に再販売することについても書面で明確にさせておらず、二次代理店以降の管理も怠っていた。

すなわち、G 社から仕入れた IP 電話番号を卸販売する際に SDI が使用する代理店との

¹² 但し、第一部 6 項に記載のとおり、当委員会が確認できた資料は限定的である点には留意が必要である。

間の契約書式の第10条第(6)号において、SDIの承諾なしでの第三者への委託を禁止している定めを設けているが、G社網の代理店がその下に代理店をつけることについて、SDIとして承諾したことを示す書面がSDIには一切存在せず、また、A社やB社から仕入れたIP電話番号を卸販売する際にSDIが使用する代理店との間の契約書式には、そもそも、代理店がその下に代理店をつけることを制限する趣旨の定めは設けられておらず、いずれにしても管理が杜撰であったことが窺われる。

2021年7月1日に本件前哨事件が勃発しているが、このような状況をf氏以外の役職員が把握しても、何らかのフォローを行うこともなかった。

まず、SDIにおいては、上記のとおり、代理店選定はf氏が単独で進めることとされており、そもそも他の役職員がf氏の業務を把握・フォローすることは想定されていなかった。

また、2021年7月5日開催のSHD経営会議においては、2021年7月1日に本件前哨事件においてf氏が任意同行し、事情聴取されるとともに、SDIの資料等が領置されたことが報告されていたが、f氏が身柄拘束されることなく1日で事情聴取が終了し、SDIの着信課金サービス事業は本件前哨事件とは関係がないかのような報告がなされたことから、その問題点が深く議論されることはなかった。

また、同月28日開催のグループ役員会において、f氏がSDIの事業報告をする機会を得ているが、上記の顛末について報告されることはなかった。

c氏やg氏といったSDIの役員のみならず、SHDの[]その他の複数の役職員が、2021年7月1日に本件前哨事件においてf氏が任意同行し、事情聴取されるとともに、SDIの資料等が領置されたことを把握しているが、特段フォローは行っていない。そのことを把握したSHDの[]その他の役職員は、1日でf氏が帰社し、f氏から捜査協力をしたにすぎない趣旨の報告を受け、それで安堵してしまったように見受けられる。

本件前哨事件において着信課金サービスにおける代理店の行為が問題となっていたとすれば、同様に着信課金サービスを行うSDIの事業にも重大な影響を与えることは想像に難くなかったはずである。そればかりか、SDIの売上及び利益のSHDの連結売上額や連結利益額に占める割合に照らせば、SHDの決算にも重大な影響を与えることになるため、SHDとしても、その事件の問題の所在をもっと掘り下げて検討する必要があるが、SHDにおいては、f氏が身柄拘束されることなく1日で事情聴取が終了し、SDIやf氏が事件とは関係がなかった趣旨の報告を受けて、そのことによる安堵が大きかったのか、SHDとして、本件前哨事件の問題の所在をつぶさに調査し、SHDのリス

ク要因であるか否かの検証をすることはなかった。

f氏が任意同行を求められた要因につき、f氏がリスク情報を正確に報告しなかった可能性も指摘し得るが、SHDがSDIの事業についてはf氏に委ねきっており、SDIを取り巻く経営リスクを詳細に把握して的確な判断を下すことが困難になっていた可能性も否定できない。

とりわけ、SDIの着信課金サービス事業における代理店網の管理においては、前述のとおりf氏が単独で代理店選定を実施する体制を採ったことにより、代理店選定において迅速な意思決定を行うことが可能となり、迅速な代理店選定の意思決定がなされることは、多種多様な代理店網を迅速かつ広範に構築することができ、その結果、IP電話番号をSDIに卸販売するキャリアにとっても他のキャリアから収受するアクセスチャージが多くなるというメリットがあった。そのため、キャリアからも多くの代理店情報がSDIにもたらされ、よい情報も、悪い情報もすべてf氏の一手に集中していたため、f氏に代理店管理のすべてを委ねるのが効率的かつ実効的であるという側面はある。

しかし、f氏が適切にリスクを把握できず、あるいは把握したリスクを正確にSHDに伝えなかった場合、また、f氏が十分な検討を行うことなくSDIにおける経営判断を行ったうえで、SHDに問題ない旨報告してしまった場合には、代理店の適正管理が破綻する体制であったと言わざるを得ない。

3. 取締役会等の形骸化

SDIでは、取締役会は、取締役会規程において、3ヶ月に1回開催することとされているほか、必要に応じて、適宜臨時に開催することとされていた。SDIの取締役会には、同社取締役だけでなく、SHD監査役を兼務するSDI監査役も出席していたが、専ら、四半期決算の概要報告とその決算承認その他取締役会決議を要する事項が審議されるのみで形骸化していた。

一方、SHDでも、取締役会は、取締役会規程において、3ヶ月に1回開催することとされているほか、必要に応じて、適宜臨時に開催することとされていたが、SHDの取締役会に加え、関係会社管理規程により、グループ役員会が毎月1回開催されるとともに、経営会議が毎月2回以上開催されていた。

グループ役員会は、SHDの独立役員を含む、グループ全社取締役と監査役により構成され、また、経営会議は、グループの部門長以上の役職員とSHDの社内取締役及び常勤監査役並びに内部監査室により構成されていた。

グループ役員会や経営会議では、SDIの事業に関し、f氏から、SDIの経営に重大な影響を与える可能性のあるリスクやSDIの事業に係るリスクについての定例報告がなされるほか、それ以外についても、g氏及びc氏から、それぞれの担当事業について補足的な報告がなされることもあった。

もっとも、グループ役員会や経営会議のいずれにおいても、SDIの事業について各取締役の担当事業における個別の案件について十分な報告・議論が行われることはなく、経営会議において、ときおり、f氏から、SDIの経営に重大な影響を与える可能性のあるリスクやSDIの事業に係るリスクにつき懸念される問題の認識共有や報告が行われる程度で、SDIに関する限り、グループ役員会や経営会議の実態は、SDIの経営上の課題や重要事項について問題提起して認識共有し、議論を経て承認を得る場というよりは、SHDに対して、f氏が予算達成状況その他事業活動の報告を行う場という色彩が強かった。

このように、SDIの取締役会は、専ら、四半期決算の概要報告とその決算承認その他取締役会決議を要する事項が審議されるのみで形骸化しており、また、SHDのグループ役員会や経営会議も、SDIに関する限り、f氏からSHDに対する業務報告の場といった色彩が強かった。すなわち、SHDのグループ役員会や経営会議は、SDIに対するガバナンスの要として十分に機能する状況にはなかったものと考えられる。

にもかかわらず、SHDの取締役会のみならず、グループ役員会や経営会議の場においても、役員から、SDIの事業に対するSHDの牽制・チェックの体制が整っていないことなどについて問題提起がなされたり、上記のようなグループ役員会や経営会議の在り方について問題提起がなされることもなかったと考えられる。

当委員会において、SDIの過去12年分の取締役会議事録とともに、SHDの過去3年分の取締役会及び過去4年分の経営会議の議事録並びに過去9年分のグループ役員会議事録を精査したが、SDIの業務執行体制の適否について問題提起がなされたり、グループ役員会や経営会議の在り方について問題提起がなされたといった事実は不見当であった。

2021年7月1日にf氏が任意同行し、事情聴取されるとともに、SDIの資料等が領置されたという本件前哨事件が生じても、そのことに関して、同年7月5日開催の経営会議においてf氏から「代理店関連への警察捜索に際してSDI事務所、 自宅へ捜査資料の差し押さえ捜索があり、携帯電話、PC、ファア^[ママ]イル関連の差し押さえがありました。また、 への任意聴取が取り行われたことを報告します」との報告がなされているが、それだけであり、その後の経営会議でも、その都度、f氏から「経営に重大な影響を与える可能性のあるリスクや事業に係るリスクについての報告は、特に該当ございません」との報告がなされるに止まっていた。

SDI 及び SHD の取締役会で報告された記録はなく、同月中にグループ役員会が開催されているが、そこでも、f 氏から 6 月実績報告と 7 月着地予想の報告がなされ、通期・見通し・施策等について説明がなされているものの、本件前哨事件については何らの言及もなされておらず、それが他の役員にも SDI の経営リスクや事業リスクとして認識されることはなく、役員全体で本件前哨事件やその類似事件に対する対応について議論されることはなかった。

2021 年 7 月 1 日に報道された本件前哨事件においては、SHD の連結売上の 3 割を占め、連結利益の半分を占める SDI が行うのと同種の着信課金サービスが問題となっていた上、SDI の代表取締役である f 氏が任意同行し、事情聴取されるとともに、SDI の資料等が領置されていた。これらの事情に鑑みれば、本来であれば、それだけで重大な事件として認識されるべきであり、それが SDI の経営リスクや事業リスクとして報告がなされていれば、SDI 側に落ち度はなかったのか、曲がりなりにも SDI 関係者が当該事件に関与したと言われるおそれがないか、問題提起がなされてしかるべきである。

仮に、その段階で経営会議のみならず、グループ役員会において報告され、議論の俎上に載せられていれば、SHD の社外取締役からの質問・意見等を受けて、より徹底した事実確認を行った上で対応を検討することが提案・実行された可能性もあり、またそのような対応を検討してしかるべきであるが、そのような動きはなく、SHD の [] が個別に f 氏からの聞き取りを行ったものの、その聞き取りを行った内容を SHD の社外取締役に共有した形跡も見られなかった。

4. 社外取締役の不活用

SHD には 2 名の社外取締役が存在する。いずれも、専門的な知見を有するとともに豊富な経験を有しており、その活用如何で、SHD のグループ経営の質は格段に向上することが期待できるが、SHD は、そのグループ経営に社外取締役を十分に活用していたとは言い難い。

確かに、社外取締役が期待された役割を果たす上では、企業の側で社外取締役が活動するための環境整備を行う必要がある。

経済産業省コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会が取りまとめた「社外役員等に関するガイドライン」においても指摘されているように、社外取締役に対して、SHD の各子会社の事業活動に関する十分な情報・知識を共有することは、社外取締役がその機能を果たす上で肝要である。そのためには、社外取締役をサポートする役割を担う人員を確保することが不可欠であり、社外取締役においても、これらのサポートを存分に活用し、SHD の各子会社の事業活動の実態を理解・把握することに努める必要がある。

る。

しかし、SHD においては、そもそも、このような社外取締役のサポートを行う専従人員が存在しなかった。もっとも、上場企業であっても、中堅企業においては社外取締役のサポートスタッフとして専従人員を配置する余裕がないことも多く、そうしたサポートを行う人員がいないことだけをもって、問題があるというわけではない。ただ、その場合には、社外取締役が参加する取締役会その他の会議体における業務執行状況報告を充実させることで、社外取締役への情報提供を行うことが期待されるが、SHD の場合には、社外取締役が参加するグループ役員会が毎月 1 回開催されるものの、並行して、経営会議が毎月 2 回以上開催されていることから、勢い、経営会議で報告・審議された事項がグループ役員会における報告・審議事項から割愛されることとなりがちとなり、グループ役員会において社外取締役へ適切な情報（モニタリングのために必要な情報）が遍く報告されるという運用はなされていなかったと思われる。

このように、社外取締役をサポートする体制・情報提供のルートが十分に機能しなかったことが、社外取締役がその期待された役割を十分に果たすことができなかったことに繋がった可能性がある。

本件前哨事件においては、SHD グループの連結売上高の多くを占める着信課金サービス事業と同様の事業に関連して不正行為の疑惑が報道されていた上、着信課金サービスの代理店ではないとはいえ、BIS は SDI の SIM 取引お顧客であったのであるから、本来であれば、本件前哨事件を契機として、SDI 関係者又は SDI の代理店が不正行為に関与している可能性も視野に入れて、事実関係を確認し、社外取締役に報告される必要性があったとも言いうるところである。

5. 社内ルールの不備

着信課金サービス事業における代理店選定においては、どのような手順で代理店選定を進めるかにつき、稟議決裁の手順についてのルール以外には、特段のルールは定められていなかった。

上記のとおり、SDI においては、f 氏が着信課金サービス事業を一人で担っており、単独で代理店選定を進める体制が採られており、明文化されたルールが存在しなかったとしても、f 氏による判断が適切になされている限りは、適切な業務遂行に特段の支障は出なかったものと思われる。

もっとも、継続的な企業として考えた場合、最低限のルールは不可欠である。f 氏が不在となったとしても、問題のない代理店選定が行われるためには、SDI として、代理店選定

に当たって履行すべき最低限のプロセスを明示的に定めておく必要がある。

また、このような明示的なルールが存在しなければ、内部監査も機能する前提を失う。すなわち、内部監査の中心となるのは、それぞれの現場が会社のルールに従った手順を履行しているかどうかであり、それを超えて、案件の中身に踏み込み、それぞれの現下の判断が適正であったか否かを判断することは、内部監査の能力と範疇を超えるものである。業務の適正性を担保するのに必要なプロセスをルールとして定め、内部監査において、そのルールの履行状況を確認できる体制を整える必要がある。

6. サプライチェーンマネジメントにおけるリスク感度の低さ

本件前哨事件において、他社の代理店として着信課金サービスを提供する BIS が特殊詐欺に使われる電話番号の供給元になっている疑いがある旨の疑惑が報道されていたが、SHD グループにおいては、f 氏が取引継続を認めた代理店から誓約書を取り付けた旨の報告を受け、着信課金サービス事業を継続することに何ら疑問も抱いていない。

そもそも、f 氏には着信課金サービスが「犯罪の温床」になるリスクがあるとの認識があったことが認められ、その認識を背景として SDI が不正行為の排除等の指導を行っている事実を証拠として残す目的のために、そのような誓約書を取り付けることが SHD 法務部に説明されていたのである。

仮に f 氏が取引継続を認めた代理店から誓約書を取り付けた旨の報告を受けたとしても、上記のような報道がなされ、また、f 氏より着信課金サービスが「犯罪の温床」になるリスクがあるとの認識が示されていながら、f 氏の報告を漫然と受け入れて、それ以上の事実確認を行わずに着信課金サービス事業を継続するに任せるということは、f 氏からそのリスク認識の共有がなされていたとすれば、リスク感度が低かったと言わざるを得ない。

SHD においては、本件前哨事件を契機に解約した 3 社の代理店を含め、18 社もの多数の代理店を選定して、およそ 7000 もの膨大な IP 電話番号を卸販売して着信課金サービスを大規模に展開するサプライチェーンを構築しているにもかかわらず、上記第 3.1 項に記載のとおりグループ役員会において SDI が卸販売する番号が「悪質事業者」に使用されるといふ抽象的なリスクについて質疑がなされた形跡はあるものの、かかるサプライチェーンに潜むリスクについては、SHD の取締役会、グループ役員会及び経営会議のみならず、SDI の取締役会でも、それ以上の検討がなされることはなかった。

第一一部 再発防止策の提言（顕在化した問題点の是正に向けた提言）

1. SDIにおける属人的事業遂行体制の見直し

SDIにおいては各役員がほぼ完全に分業する縦割りの体制を敷いており、他の役員が担当する事業について議論をする場は設けられていなかった。今後は、取締役会をより短い頻度で実開催し、SDIの各事業遂行上の重要事項や課題について共有・議論をするか、あるいは取締役をはじめとする役職員が集まり、これらについて共有・議論をする会議体（いわゆる経営会議など）を常設する必要がある。

このような場を設けることにより、SDIの業務執行が相互に牽制される状況が生まれるとともに、縦割りが解消され、各役職員がSDIの業務執行の全体像を理解しつつ、経営に当たることができる状況が生まれる。また、そのような会議体にSDI監査役が参加することとすれば、これを兼務するSHD監査役による監督も実のあるものとなる。

2. 牽制・チェック体制の見直し

SDIにおける代理店選定管理の実態は、前記第五部第3項に詳述したとおりであり、代理店選定から契約締結後の代理店管理の各プロセスにおける問題点は、前記第十部第3項に詳述したとおりであるが、着信課金サービス事業を継続する限り、これらの各プロセスにおける牽制・チェック体制の確立が必須である。

f氏が単独で代理店選定を実施する体制については、これにより、SDIにおける代理店選定において迅速な意思決定を行うことが可能となって多種多様な代理店網を迅速かつ広範に構築することができ、その結果、IP電話番号をSDIに卸販売するキャリアにとっても他のキャリアから収受するアクセスチャージが多くなるというメリットがあった。他方、かかるメリットがあるため、キャリアからも代理店情報がSDIにもたらされ、よい情報も、悪い情報もすべてf氏の一手に集中した。こうしたことから、SDIの着信課金サービス事業においては、代理店網の構築・管理のすべてをf氏に委ねるのが効率的かつ実効的であったし、もはやf氏のみが担当できる状況になっていたともいえる。

しかしだからといって、所定の手続履践を怠ることを放置してよいことにはならない。SHDは、SHDグループの連結子会社全社共通の稟議規程を定めており、当該稟議規程がSDIにも適用されていたが、本来、代理店との間で契約締結の段階に至れば、当該稟議規程に従い、稟議書を作成し、稟議手続を経る必要があり、かかる稟議手続の過程で、SHDの法務室によりSHDグループにおける与信管理や反社チェックの業務の一環として、契約相手である代理店の信用調査や反社チェックがなされる仕組みが整備・運用されていることは前記第五部第3項に詳述したとおりである。

今後は、代理店との間で契約を締結するにあたり、この仕組みの運用を徹底することは無論のこと、次のとおり、選定した代理店が展開するサービスの事前確認も行うなどして SHD からの牽制・チェック体制の確立を十全化すべきである。すなわち、これまでは各代理店が SDI から卸販売を受けた IP 電話番号において展開する着信課金サービスについて事前に確認することはなく、また、キャリアからの要請など別段の事情があって個々に確認する必要がない限り、定期的に確認することもなかったが、今後は、これらをまず改めるべきである。

また、さらに、これまでは SDI が IP 電話番号を卸販売した代理店が他事業者に再販売することにつき書面で明確にさせておらず、反社チェックの形跡も認められず、二次代理店以降の管理は杜撰であったが、これも改めるべきである。具体的には、代理店契約において SDI が IP 電話番号を卸販売した代理店が他事業者に再販売することを SDI の書面による事前承諾なしに行うことができない旨定めるとともに、その定めるところに従って二次代理店以降もその選定管理において少なくとも SDI からの牽制・チェックが及ぶようにするべきである。

3. 取締役会等の位置づけの再確認

ガバナンスの要となるのは取締役会であるが、純粋持株会社である SHD 取締役会がその期待される機能を果たすために、取締役会を補完する位置付けの会議体として、グループ役員会と経営会議が設置されていたが、その複層化が却って現場リスクの認識共有を妨げてしまうこととなった可能性が否定できない。

確かに、社外取締役も参加するグループ役員会とは別に、業務執行上の問題や課題につき業務執行取締役ら経営幹部による会議体として経営会議を設置し、そこにおいて現場に近い課題について議論を行う体制を整えることは合理的であり、かかる体制を見直す必要があるとまでは言えない。

すなわち、SHD において、取締役会以外にどのような会議体を設置するのか、また、取締役会を補完する位置付けの会議体として設置したグループ役員会と経営会議の役割をどのように整理するのかについては、SHD のグループ経営管理の裁量に委ねられるべき問題である。

その裁量の範囲内で試行錯誤を重ねていくことで足りると考えられるが、重要なのは、これらの会議体の目的・テーマを明確にし、それにふさわしい参加者を定め、参加者の役割と責任を明確にすることである。

その意味で、SHD の関係会社管理規程においては、経営会議の報告事項として、「経営に重大な影響を与える可能性のあるリスク」や「事業及び不正のリスク」が掲げられ、さらに、経営会議の検討事項として、「経営に重大な影響を与える可能性のあるリスクについての評価・見直し」や「事業及び不正のリスクについての評価・見直し」が掲げられている一方で、グループ役員会や取締役会の検討事項においても、「経営に重大な影響を与える可能性のあるリスクについての評価・見直し」や「事業及び不正のリスクについての評価・見直し」が掲げられており、構成員の異なる経営会議、グループ役員会及び取締役会の各会議体で、三段階にわたり、「経営に重大な影響を与える可能性のあるリスクについての評価・見直し」や「事業及び不正のリスクについての評価・見直し」がなされることが想定されており、その想定どおりに機能していれば、「経営に重大な影響を与える可能性のあるリスクについての評価・見直し」や「事業及び不正のリスクについての評価・見直し」については、社外取締役の第三者的な視点からの評価がなされるなど多角的な検証がなされるはずであった。

しかしながら、本件前哨事件については、そうした想定とは異なり、経営会議での一度限りの報告にとどまり、グループ役員会や SHD の取締役会での検討事項となることはなかったものであり、関係会社管理規程で定められた経営会議、グループ役員会及び取締役会の位置づけが適切に機能しない運用に陥っていた。

改めて、関係会社管理規程で定められた経営会議、グループ役員会及び取締役会の位置づけを再確認し、その位置づけに即して運用される見直しが必要である。

4. グループ経営管理における社外取締役の活用

今後は、当委員会の提言も踏まえた上で、SDI の問題を端緒として、SHD のグループ経営管理体制の在り方そのものを是正していくものと思われるが、その過程において、SHD にとって、外部の目線から、あるべきグループ経営管理体制や業務運営の方法について継続的に監視・助言を行う存在があることが望ましい。

そこで重要となるのは、社外取締役の存在であり、社外取締役が、社外の知見を活用しつつ、継続的に経営を監督し、時宜に適った助言を行うことができるようにすることで、SHD のグループ経営管理体制の実効性をより高めることが可能となる。

そのためには、上記のとおり、関係会社管理規程で定められた経営会議、グループ役員会及び取締役会の位置づけの再確認が必要であるが、いずれの会議体であっても、特に社外取締役が参加する会議体においては、社外の目線を踏まえた忌憚のない意見を出し、その会議体の議論を活性化することができるように運用される必要がある。

また、社外取締役の外部目線は、社長をはじめとする経営陣の選解任及びその報酬の決定においても存分に生かされることが望ましい。SHD は、任意委員会として、社内取締役1名及び社外取締役2名で構成される報酬委員会を設置しているが、その設置・運用が緒に就いたばかりであり、今後、当該報酬委員会を効果的に運用して、経営陣に対してどのようなインセンティブを与えるべきか、社外取締役の知見を生かしつつ検討していく必要性は高い。

もっとも、SHD では、社外取締役を活用する体制が十分に整っていなかったことは既述のとおりであり、社外取締役にその本来の機能を十分に発揮してもらうための仕組み作りも急務である。社外取締役がその機能を発揮するためには、それをサポートする人員の整備が望ましいが、それができない場合でも、少なくとも社外取締役に対して十分な情報提供を行う体制を整えることが必須であることは論を待たない。

さらに、社外取締役を活用することに加えて、社外の第三者からなる諮問組織を立ち上げ、継続的にガバナンス体制の在り方について相談し助言を受けることとすることも検討に値する。

5. 社内ルールの整備

SDI の代理店選定管理においては、どのような手順で代理店を選定し、その契約締結後に管理していくかにつき、代理店契約締結時の稟議決裁の手順についてのルール以外には、特段のルールは定められていなかった。

確かに、業務執行にはある程度の柔軟性は不可欠であり、あらゆる手順をルールでがんじがらめにするには相当ではないが、SDI においては、f 氏が単独で代理店選定を実施し、管理するといった SDI の着信課金サービス事業における代理店網の構築・管理のすべてを f 氏に委ねていたとの前提からか、その業務プロセスに関するルールが不在というに等しい状況にあった。

上記のとおり、特に相互牽制・チェック体制の確立が必要であるが、それらを確立するのに合わせ、これらの仕組みが確実に機能するよう、業務執行プロセスのルールを明文化する必要がある。すなわち、SDI における属人的事業遂行体制を是正し、組織的事業遂行体制を構築するためには、各事業における業務プロセスに関するルールやマニュアルを整備し、社内における情報共有や教育のための体制整備についても検討を進めるべきである。

6. サプライチェーンマネジメントにおけるリスク再検証

日本取引所自主規制法人は、2018年3月に「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」

を策定し、東証に株式を上場する上場会社に対し、実際に不祥事に直面した上場会社の速やかな信頼回復と確かな企業価値の再生に向けた指針を示しており、その「原則 6」は、「サプライチェーンを展望した責任感」として、「業務委託先や仕入先・販売先などで問題が発生した場合においても、サプライチェーンにおける当事者としての役割を意識し、それに見合った責務を果たすよう努める。」とし、「6-2 業務の委託者が受託者を監督する責任を負うことを認識し、必要に応じて、受託者の業務状況を適切にモニタリングすることは重要である。契約上の責任範囲のみにとらわれず、平時からサプライチェーンの全体像と自社の位置・役割を意識しておくことは、有事における顧客をはじめとするステークホルダーへの的確な説明責任を履行する際などに、迅速かつ適切な対応を可能とさせる。」としている。

SHD は、SDI をして、本件前哨事件を契機に解約した 3 社の代理店を除いても、15 社もの多数の代理店を選定して、およそ 7000 もの膨大な IP 電話番号を卸販売して着信課金サービスを大規模に展開するサプライチェーンを構築しているのである。

上記プリンシプルが定めるとおり、そのような「サプライチェーンを展望した責任感」を再確認して、本件前哨事件のみならず、本件被疑事件が生じたことを重く受け止め、本件被疑事件の帰趨にかかわらず、本件取引に関係した代理店固有の問題であると短絡的に考えず、むしろ、着信課金サービス事業を展開する「当事者としての役割を意識し、それに見合った責務を果たすよう努める」必要がある。

具体的には、上記プリンシプルが「6-2 業務の委託者が受託者を監督する責任を負うことを認識し、必要に応じて、受託者の業務状況を適切にモニタリングすることは重要である。契約上の責任範囲のみにとらわれず、平時からサプライチェーンの全体像と自社の位置・役割を意識しておくことは、有事における顧客をはじめとするステークホルダーへの的確な説明責任を履行する際などに、迅速かつ適切な対応を可能とさせる。」としていることは看過することはできず、着信課金サービス事業を継続する限り、前記第三部において検討した「契約上の責任範囲のみにとらわれず」、SDI が展開する着信課金サービス事業に係る代理店網の全体像と自社の位置・役割を再確認し、本件前哨事件や本件被疑事件を経て潜在することが明るみになった事業リスクを踏まえ、万一、本件前哨事件や本件被疑事件のような有事が今後生じた場合にも、迅速かつ適切な対応によりステークホルダーへの的確な説明責任を履行することができるよう備えるべきである。

以 上